

# 別海町議会会議録

第2号(令和4年12月13日)

## ○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 3番 田村秀男 議員
- ② 13番 中村忠士 議員
- ③ 7番 木嶋悦寛 議員
- ④ 2番 横田保江 議員
- ⑤ 5番 外山浩司 議員
- ⑥ 1番 宮越正人 議員

## ○会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 3番 田村秀男 議員
- ② 13番 中村忠士 議員
- ③ 7番 木嶋悦寛 議員
- ④ 2番 横田保江 議員
- ⑤ 5番 外山浩司 議員
- ⑥ 1番 宮越正人 議員

## ○出席議員(15名)

1番 宮越正人	2番 横田保江
3番 田村秀男	4番 小椋哲也
5番 外山浩司	6番 大内省吾
7番 木嶋悦寛	8番 松壽孝雄
9番 今西和雄	10番 小林敏之
11番 瀧川榮子	13番 中村忠士
14番 佐藤初雄	副議長 15番 戸田憲悦
議長 16番 西原浩	

## ○欠席議員(1名)

12番 松原政勝

○出席説明員

町 長 曾 根 興 三  
教 育 長 登 藤 和 哉  
福 祉 部 長 今 野 健 一  
建 設 水 道 部 長 伊 藤 一 成  
会 計 管 理 者 中 村 公 一  
農 業 委 員 会 事 務 局 長 内 山 宏  
総 務 部 次 長 伊 藤 輝 幸  
福 祉 部 次 長 入 倉 伸 顕  
教 育 部 次 長 宮 本 栄 一  
総 務 課 長 伊 藤 輝 幸  
ふるさと応援・情報化推進室長 松 本 博 史  
税 務 課 長 竹 中 利 哉  
西 春 別 支 所 長 他 小 村 茂  
福 祉 課 長 干 場 みゆき  
町民保健センター兼母子健康センター長 入 倉 伸 顕  
農 政 課 長 小 野 武 史  
管 理 課 長 松 田 勝 広  
監 査 委 員 事 務 局 長 千 葉 宏  
学 校 教 育 課 長 他 池 田 卓 也  
図 書 館 長 他 塚 啓  
総 合 政 策 課 主 幹 橋 本 達 也

副 町 長 佐 藤 次 春  
総 務 部 長 浦 山 吉 人  
産 業 振 興 部 長 門 脇 芳 則  
教 育 部 長 山 田 一 志  
病 院 事 務 長 三 戸 俊 人  
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 伊 藤 輝 幸  
福 祉 部 次 長 干 場 みゆき  
産 業 振 興 部 次 長 佐々木 栄 典  
生 涯 学 習 セ ン タ ー 長 他 新 堀 光 行  
総 合 政 策 課 長 寺 尾 真 太 郎  
財 政 課 長 角 川 具 哉  
防 災 交 通 課 長 麻 郷 地 聡  
尾 岱 沼 支 所 長 他 大 坂 恒 夫  
介 護 支 援 課 長 高 橋 勇 樹  
老 人 保 健 施 設 事 務 長 渡 辺 久 利  
商 工 観 光 課 長 田 畑 直 樹  
事 業 課 長 外 石 昭 博  
学 務 ・ ス ポ ー ツ 課 長 他 宮 本 栄 一  
生 涯 学 習 課 長 他 福 原 義 人  
指 導 参 事 吉 光 寺 勝 己  
商 工 観 光 課 主 査 小 野 妙 子

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 干 場 富 夫

主 幹 入 田 浩 明

○会議録署名議員

1 3 番 中 村 忠 士  
1 5 番 戸 田 憲 悦

1 4 番 佐 藤 初 雄

◎開議宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。  
ただいまから2日目の会議を開きます。  
ただいま出席している議員は15名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
なお、欠席議員は12番松原議員であります。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。  
13番中村議員。  
○13番（中村忠士君） はい。  
○議長（西原 浩君） 14番佐藤議員。  
○14番（佐藤初雄君） はい。  
○議長（西原 浩君） 15番戸田議員。  
○15番（戸田憲悦君） はい。  
○議長（西原 浩君） 以上3名を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議長（西原 浩君） 日程第2 一般質問を行います。  
発言に入る前に申し上げます。  
質問者は、質問内容を簡明に述べて、その範囲を超えないよう注意し、答弁者は、その内容を的確に把握し、明快な答弁をされますようお願いいたします。  
質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
初めに、3番田村秀男議員、質問者席にお着き願います。  
○3番（田村秀男君） はい。  
○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。  
○3番（田村秀男君） はい、議長。  
○議長（西原 浩君） 3番田村議員。  
○3番（田村秀男君） それでは、通告に従い一般質問を行います。  
タイトルは、「デジタル教科書の導入に向けた取組について」でございます。  
それでは、最初に質問の趣旨を述べます。  
令和4年度の教育行政執行方針では、基本姿勢の一つとして社会の変化に対応した教育を推進することとしています。急速なデジタル技術の進化やコロナ禍などの社会の変化に対応し、快活に次世代を切り拓くチャレンジができる生きる力の育成を軸として、ポストコロナを念頭に置き、各学校がチーム学校としてより強い組織力を発揮して教育活動が推進できるよう、校長会との連携を図りつつ、諸施策を実施することとしています。急速なデジタル技術の進化により、学習者用デジタル教科書については、本年8月に文部科学省の諮問機関である中央教育審議会のワーキンググループに中間報告案を示し、概ね了承さ

れました。これによりますと、デジタル教科書の本格導入は、2024年度に小学5年生から中学3年生を対象に英語で始める方針を決めています。早ければ2025年度から算数・数学でも導入する方針です。GIGAスクール構想によって1人1台の端末整備が急速に進んだことにより、学びの媒体も紙と鉛筆からデジタル端末へとシフトし、令和の文房具として定着・深化しています。

本町の英語教育では、ネイティブな英語に触れ、国際理解教育を向上させるため、各学校に英語指導助手ALTを派遣しています。また、幼稚園訪問を実施し、グローバルな視点に立ち、柔軟に対応できる心豊かな子ども育成を目指しています。

保護者の負担を軽減するため、学習支援事業として漢字検定、英語検定、算数・数学検定の受験料を全額助成しています。

文部科学省では、2024年度の教科書改訂を契機として、デジタル教科書の本格導入を目指して、現在、その実証実験として、全国の小中学校を対象としたデジタル教科書の無料配布が始まっています。別海版GIGAスクール構想ロードマップでも教科書改訂を契機にデジタル教科書、教材の本格導入を推進しています。町内各学校では、授業におけるタブレット端末活用の試行や、授業効果を高めるための研究が積極的に進められており、学校側でもデジタル教科書導入へ向けた早急な体制づくりが求められています。

そこで、次の点について教育長の見解を伺います。

1つ目でございます。

デジタル教科書の所見について。

教育行政執行方針では、社会の変化に対応した教育を推進することとしていますが、学びの媒体が紙と鉛筆からデジタル端末へとシフトされる中、デジタル教科書は音声を再生できる点にメリットがあり、英語の発音練習に役立つ、算数・数学については、画面上で図形を動かすことができるなどの効果を、文部科学省は期待しているが、デジタル教科書について実証事業への参加も含め、教育長の所見について伺います。

また、別海版GIGAスクール構想の進捗状況を伺います。

○教育長（登藤和哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） それでは、お答えをさせていただきます。

本町におけるデジタル教科書導入に向けた対応につきましては、国の実証事業に町内の全ての学校が参加しており、本年度は、全小・中学校の英語に加えまして、芸体系科目から1、2教科を各校で選択して実施している状況にあります。

実証事業の実施に当たっては、年度当初に、本町独自で各教科書会社の担当者を招聘した研修会を開催して、デジタル教科書を使用するに当たっての不安を抱えている教員を中心に、実際にパソコン上で教員自身が体験したり、あるいは授業を実施する上での課題等についてワークショップを実施したりなどの研修を行ったところであります。

デジタル教科書の使用頻度等につきましては、授業づくりに関することから、各校あるいは担当教員に委ねていますが、公開授業や学校を訪問した際の様子からは、特に英語を中心に積極的に活用が進んでいるというふうに認識をしております。

また、別海版GIGAスクール構想については、町内全ての学校でタブレット端末を持ち帰っての家庭学習や非常時のオンライン学習を既に実践しており、ロードマップを上回る進捗状況というふうになっております。

今後も、積極的にデジタル教科書の実証事業等を活用しながら、別海版GIGAスクー

ル構想の実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 今、教育長から回答いただきましたけれども、別海版G I G Aスクール構想が当初立てた構想よりも上回って進んでいるということの答弁がありました。

これは当然、光回線の整備も前倒ししましたよね。

それから、タブレットの導入も前倒してますんで、構想よりも一段と速く進んでいるということが伺えますが、別海版G I G Aスクール構想についてはですね、令和2年度から準備期、これを今過ぎましてね、活用期、それから定着期、これに向けてしたら順調に推移しているということですね。

○教育長（登藤和哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） 議員おっしゃるとおり、活用、定着に向けて順調に進んでおり、こちらの予想を上回るような形で各学校で活用が進んでいると。

具体的な事例を申しますと、想定をしていた以外の活用方法が見られると。

例えば、不登校の子供たちにタブレット端末を使って授業に参加してもらう、あるいはですね、コロナに感染した子供たちが授業等で、タブレットを使って授業に参加するという状況でもですね、想定以上の形であったということからですね、我々の進捗状況をはるかに超えている状況であるというふうな認識でございます。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい、わかりました。

それでは、2点目です。

デジタル教科書のメリットとデメリットについて。

デジタル教科書になると、拡大表示が簡単にできたり、動画や音声の再生も容易になります。

ランドセルも軽くなることが考えられますが、端末に集中して視力の低下の誘因、あるいはセキュリティ管理の問題なども懸念されるところでございますけれども、教育委員会として、デジタル教科書のメリットとデメリットをどの様に認識されているのかお伺いします。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） この質問につきましては、私の方からお答えをさせていただきます。

デジタル教科書は、これまで紙の教科書と別に授業に必要なになっていた音声教材や映像資料等の補助教材の機能が、教科書の該当ページを見ながら即時に参照できるところが大きなメリットというふうに言えます。

このことによりまして、同時に、端末上で操作できるため、教科書を拡大表示して細かい図表を見ることや大事な部分をマーカーで囲んだりアンダーラインを引いたりすることが容易にできるようになっております。

また、紙の教科書のように消しゴムで消せないマーカー等を使用することにためらうようなこともなくなったということも、学びに向かう子供たちの姿勢が向上する点では大きなメリットというふうに言えます。

さらに、デジタル教科書を参照しているタブレット端末から、インターネットを通じて児童生徒が自主的に必要なサイトにアクセスし、個別に最適な学びを追求していけることや、本町のタブレット端末に導入しているマイクロソフト「チームス」を活用して、児童生徒同士がクラウド上でのグループ協議や発表資料の共同作成を行うなどといった協働的な学びを展開することから、その可能性は今後ますます広がってくるものともいうふうに考えております。

このようなICTを活用した学び方は、これからの社会を生きる子供たちには必要不可欠な能力であり、学校には、これらをしっかりと教育していく責務があります。加えて、指導者用デジタル教科書の活用によりまして、授業の質の向上や授業づくりに携わる教員の業務の負担軽減にもつながり、教員の働き方改革の一助にもなると考えております。

一方、子供の視力低下が悪化の一途をたどっているといった健康への影響があることも否めず、これはデメリットと言わざるを得ません。学校での1人1台端末の使用時についてはもちろんですが、家庭でのスマートフォンやその他ICT機器の利用頻度の高さ、その使用方法等も含め、各校での指導やお便り等で啓発をするなど、今後も児童生徒や保護者への注意喚起を継続してまいります。

また、セキュリティの問題につきましては、個人情報の管理やネットモラルの問題等も含め、今後も教育委員会から指導のもと、各校において適切に対応をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） デジタル教科書のメリット、デメリットと申しましてもね、いろんな観点からであると思うんでちょっと具体的にお伺いしますけれども、デジタル教科書になると、紙面のその情報をより活用しやすくてできるのがデジタル教科書の利点ですよ。

そこで、別海版GIGAスクール構想にはですね、全ての人にグローバルで革新的な入口をとという意味が込められていますよね。

それでは、ロードマップに推進を掲げている特別支援教育におけるデジタル教科書やデジタル教材の活用は、今後予測困難な時代の教育にどんな点が効果的なツールとしてお考えでしょうか。

○指導参事（吉光寺勝己君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 指導参事。

○指導参事（吉光寺勝己君） お答えいたします。

特別支援教育におけるICTの活用につきましては、これまでの学校訪問等から各学校それぞれ予想を上回るですね、さまざまな活用をしてくれております。

具体的には、特別支援のそれぞれのニーズに合ったアプリをダウンロードして活用したりですとか、あるいはデジタル教科書との関連で言えば、例えば知的障害学級の子に関しては、下学年の1つ下の学年のですね、デジタル教科書を申請して活用するなど、積極的にまた効果的に活用してくれていると、そんな状況でございます。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） よくわかりました。

逆の導入に当たってのデメリットのうちですね、指導者用デジタル教科書や学習者用デジタル教材などにはですね、調べてみましたら、多額な費用が必要になると思うんですがね。

本町の学校数分のライセンスなどの費用見込みについては、現在どのように把握されますか。

また、この多額な財源の出動ですか、見通し、確保の見通しはできているんでしょうか。

その点ちょっとお伺いいたします。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 現在、指導者用デジタル教科書につきましては、新型コロナウイルス対策の交付金、これを活用して購入することができております。

また、ほかに学習者用デジタル教材につきましては、「タブレットドリル」と「どうしんデータベースまなbe11」というソフトウェアについて、町内の全ての児童生徒が活用できる数のライセンスについて、予算措置をしております。

さらに、現在、国において、国や地方自治体等の公的機関等が作成をしました問題を活用し、児童生徒がオンライン上で学習アセスメントできるMEXCBTというシステムが整備しつつあることから、方向性を見極めながら限られた予算の中で、最大の効果が得られるよう、今後も必要な措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい、わかりました。

3点目です。

デジタル教科書導入に向けた、校長会との連携や学校側の体制づくりについて伺います。

本格導入に向けて、端末の操作などの相談を受け付ける支援センターや教員の負担軽減を図るため、児童生徒の学習をサポートする学習指導員などについて、校長会との連携や学校側の体制づくりの準備はできているのかをお聞きします。

また、電子機器の扱いに不慣れな教員の指導力向上に向けた教員研修の実施、導入後の運用や活用方法、ネット環境での不便などの様々な検討課題をどう捉え、どう取り組むかお聞きします。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） GIGAスクール構想に係る体制につきましては、これまで、各校からの支援要請を教育委員会との連携のもと、受託業者が個別に手厚く対応してきました。

これまでは導入初期段階であったことから、機器そのものへの対応に重点を置いており

ましたが、基本的な機器の不具合や部品の取扱いなどについては、各校で対応できることがだんだんと増えつつあり、各校から受託業者への要請の内容も変化してきております。

また、校長会における教育委員会からの情報提供やそれに伴う意見につきましても、1人1台端末活用開始当初の機器そのものの取扱いやネット環境に関する事、あるいは端末の持ち帰りに関する事等から、教員向けの研修や授業改善に係る活用といった内容にだんだんと移行してきております。

このことから、これまで機器対応を中心に充てておりました人的支援の部分について、今後は学習支援を中心とした人的支援に移行して、児童生徒の学習そのものの充実を図りたいというふうに考えております。

また、機器に不慣れな教員につきましても、多くは懸命に努力しておりまして、各校におけるOJTを中心に学び、活用を試みております。

教育委員会としましても、そうした教員を念頭に研修の機会を設けたり、研修動画を作成して支援に当たっておりまして、今後も支援の継続をして実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○3番(田村秀男君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 3番田村議員。

○3番(田村秀男君) デジタル教科書の検定のあり方を初めとする将来的な課題についてはですね、デジタル教科書や学校のICT環境の整備状況だとか、それから社会全体のデジタル化や今後の技術革新、それに対応した教師のICT活用指導力の向上の状況、デジタル教科書と連携して使用されるデジタル教材の整備及び活用の状況、学校現場における実践活動や実証研究等を通じて蓄積される知見や課題など、様々な状況を見極めながら検討することが必要だと思っております。

別海版GIGAスクール構想、定着期、これは令和7年目標ですよ。

この定着期の構想を実現するために、引き続き、研究検討していただきたいというふうに思っております。

4点目に移ります。

英語のデジタル教科書と外国語指導助手(ALT)について伺います。

2024年度から、学校現場にネイティブスピーカーによる朗読の再生機能、繰り返し音声を聴けるといったデジタル教科書の利点が生かしやすい小学5年から中学3年の英語でデジタル教科書を本格先行導入する方針を文部科学省は示しています。

本町では、コミュニケーション能力の育成や国際理解教育を向上させるため、語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)により、外国語指導助手(ALT)を招致し各学校に派遣しています。両者には、英語教育に共通する点もあり、今後の教育指導方針に変化が出てくると推察されますが、教育委員会は英語版のデジタル教科書と外国語指導助手の活用方法をどの様に考えているのかをお聞きいたします。

○学校教育課長(池田卓也君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 学校教育課長。

○学校教育課長(池田卓也君) 私から回答させていただきます。

デジタル教科書を活用した英語教育は、とりわけ音声言語の指導の充実に効果的であり、授業における活用はもとより、家庭学習を含めた児童生徒の主体的な学びへの可能性や個別最適な学びの実現に大きく寄与するものと考えています。

一方、A L Tを活用した英語教育は、ネイティブとしての発音指導はもとより、英語を介したコミュニケーション能力の育成や国際理解教育に欠かせないことから、両者の相乗効果により、さらなる英語教育の充実が図られるものと考えています。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 両者ともその外国語の教育の充実という観点ではですね、共通する部分はありますけれども、デジタル教科書では叶えられない地域の国際交流、この推進というのも非常に大切だと思いますので、答弁にもありましたけれども、両者を有効に活用して、相乗効果が得られる教育をぜひ進めていただきたいと思いますと思っています。

それでは、5点目です。

デジタル教科書導入後の教育効果について伺います。

デジタル教科書の制度化に当たっては、学校教育法が改正され、新学習指導要領を踏まえた主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や障がい等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、一定の基準の下で必要に応じ、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を2019年度から使用できる制度が実施されています。

デジタル教科書は、その使用が義務付けられるものではございませんが、デジタル教材と併用活用するなど、全ての人にグローバルで革新的な入口をとという意味が込められている別海版G I G Aスクール構想により整備した児童生徒1人1台のタブレット端末やI C T（情報通信技術）、これを効果的に活用し、これからの予測困難な時代に個別最適な学びと協働的な学びの実現と本町の教育行政に臨む基本姿勢である生きる力を育む学校教育の充実の推進に寄与すると思っておりますけれども、教育長の見解を伺います。

○教育長（登藤和哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） お答えをさせていただきます。

本町で学んだ子供たちが次代を生きる力を育むためには、1人1台端末の活用のもと、I C Tを効果的に使用して、子供たちが個別最適な学びを通じて主体的に学ぶことや、協働的な学びの中から対話的で深い学びに至る教育を実現することが必要でございます。

また、I C T機器の活用により、様々なハンディキャップを補完することで、障がいの有無を乗り越えた「協働のまちづくり」にもつながる可能性も秘めたものであるというふうに考えております。

さらにそれは、このふるさとべつかいに学ぶ中で、キャリア形成がなされていくという実感を伴った教育であるということが重要であり、本町におけるふるさとキャリア教育の実現という基盤のもと、効果的に推進をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 今、教育長からね、キャリア教育のことも答弁いただきましたけれども、ぜひですね、タブレットやI C Tを効果的に活用して、生きる力を育む学校教育の充実を推進し、将来を担う人材の育成と我がふるさと別海への郷土愛を育む教育。

これは、地域と学校と家庭、加えて行政がね、一体となって町ぐるみで施策を推進していただきたいと思いますと思っています。

そのことが、郷土愛と社会性を育む青少年の健全育成につながり、いずれ他市町村で活躍していた別海町出身の人々も地元に戻り、持続可能なまちづくりに参加してくれると信じております。

教育長は、どのようにお考えでしょうか。

○教育長（登藤和哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） お答えをさせていただきます。

青少年の郷土愛や社会性は幼少期にどのように学びを得て、キャリア形成がなされるかということにかかっているかなというふうに考えております。

質問のありました、急速なデジタル社会化を初めとする大きな環境変化につきましては、協働的な学びによって、ふるさと別海に学んだ子供たちは、生涯この別海町をふるさとと思い、お互いに手を取り合ってまちづくりを真剣に考えることができる人材に育ていくというふうに考えております。

そうした教育の実現に向けまして、施策を推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） ぜひね、すばらしい教育環境の中でね、育てて、その人材をですね、やはり他市町村で、一度外の目といいますかね、外から別海町見るっちゃうことも大切なことでもありますのでね。

それを越えて、いずれはですね、別海町に戻ってきて、ふるさと別海に戻ってきてですね、活躍してほしいというふうに私も願っております。

以上、令和4年度の教育行政執行方針の基本姿勢の一つとして、社会の変化に対応した教育、これの推進を中心に課題と問題点について、教育長にちょっと見解を伺いました、お聞きしました。

現在、急速なデジタル技術の進化や、コロナ禍などの社会の変化に対応し、快活に次世代を切り開く、チャレンジができる。

生きる力の育成を軸としてですね、ポストコロナを念頭に置き、各学校がチーム学校として、より強い組織力を発揮して教育活動が推進できるよう、校長会とも連携を図りつつ、諸施策を実施すること望んでおります。

また、郷土愛教育を推進することで、いずれ他市町村で活躍していた別海町出身の人々も、地元に戻り、持続可能なまちづくりに参加してくれるのではないかなと私は信じております。

次世代を切り開く人材育成は、町の財産であり宝物です。

以上を申しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、3番田村秀男議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時56分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、13番中村忠士議員、質問者席にお着き願います。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

通告に従いまして、2点質問をさせていただきます。

1点目です。

「日米共同訓練と町民の安全確保について」であります。

本年10月1日から14日までの期間、全道各地の演習場や駐屯地等を使って、日米共同訓練「レゾリュート・ドラゴン22」が行われました。

別海町に関連することでは、矢臼別演習場と西春別駅前の陸上自衛隊駐屯地横にある滑走路、計根別場外離着陸場が訓練に使われました。西春別駅前の場外離着陸場が日米共同訓練に使われたのは初めてのことです。

西春別駅前の場外離着陸場は西春別駅前市街地に隣接しており、小学校、中学校、幼稚園がすぐそばにあります。この滑走路は、一方の延長線上は農地ですが、もう一方の延長線上は住宅地になっています。ここで、オスプレイや大型輸送機C-130などの離発着訓練や輸送訓練が行われたので、住宅地の上空を、時にはかなりの低空でこれらの航空機が飛行するという事態が生まれました。

これまででも、日米共同訓練では、訓練内容のごく一部しか開示されなかったり、使われる航空機の飛行経路などが自治体・住民に知らされないまま訓練が行われるなど、重大な問題がありましたが、今回は、住宅地、しかも、学校や幼稚園の近辺上空を、構造的欠陥が指摘されているオスプレイや燃料を満載している大型輸送機が飛行するなど、住民の安心・安全を直接脅かす事態が加わり、重大な問題を残したと思います。

地域産業と住民の暮らし、安全を守る観点から、今回の日米共同訓練について、5点質問を致します。

1点目です。

私は、西春別駅前の住宅地上空をかなりの低空でオスプレイや大型輸送機が飛行する現場を目撃しています。町として、西春別駅前や西春別の市街地上空を軍用機がどのように飛行したか、ルート並びに高度等の事実を把握することは、住民の安全を確保する観点から必要不可欠なことだと思えます。

把握するための手立てはとられたのでしょうか。

また、どの程度事実の把握ができたのでしょうか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

先般実施をされた日米共同訓練においては、計根別場外離着陸場を使用した訓練も行われたところですが、町では職員を現地に配置し、確認を行ったところです。

訓練期間中、計根別場外離着陸場では、オスプレイは4回の離着陸、また、大型輸送機については3回の離着陸を確認していますが、町としては、いずれも計根別場外離着陸場の滑走路を使用し離着陸をする通常飛行であり、安全性を逸脱するような飛行ではなかつ

たと把握したところでございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 安全性が心配されるほどのことではなかったというお答えですけども、その根拠となる点についてお聞きしたいと思うんですが、例えば、例えばの話ですよ。

10月7日にこれは12時40分頃ですけども、自衛隊にヘリがですね、場外離着陸場に一旦着陸して離陸し、今言った12時40分頃に、西春別市街のみらい館上空を飛行したっていう目撃があるんですが、これについて把握されているでしょうか。

その時の高度はどのくらいだったんでしょうか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 今おっしゃられた件につきましては、町の確認においては把握をしていないところです。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

確認していないということですね。

部長のお答えの中で、オスプレイがこの場外離着陸場を4回使用をしたと。それから、輸送機については、3回使用したというお答えがありました。

それについてはそうだったんだろうなと。私たちが見てた環境からいってもそうだろうなというふうに思うんですが、そこで、その件に関してですね、具体的に例えば10月8日のことにしましょうか。10月8日に輸送機が15時40分頃に、場外離着陸場に着陸したと。16時24分に離陸してるんですけど、私目撃してましたけど、西春別駅前の市街地の方向に向かって離陸してます。

相当低い高度を市街地上空を飛んだっていうふうに見てます。

それについては調査されてますか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） おっしゃられた10月8日の大型輸送機についてですけども、町の現地確認におきましても、15時40分頃に飛来をし、16時20分過ぎくらいに離陸をしたということの現地確認をしているところでございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 質問通告にね、高度等をちゃんと調べてるのかって聞いているんですよ。

それはどうですか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 現地確認におきましては、目視での確認ということになりますので、正確な高度の確認というものは、正確的な数字上のものでは申し上げることができないという状況でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

こうやってやっていけば延々と続くんですが、今、2、3の実例の中で、わかったことは肝心なことは、町は事実経過なり事実の把握については、あまりできてないなというふうに思わざるを得ません。

ぜひ、そういうことにもきちっと配慮すべきだと私は思います。

2点目の質問に行きます。

今回の訓練で、西春別駅前市街地に隣接する滑走路を使用する必要がどこにあったのか、町は説明を受けていますか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

今回の計根別場外離着陸場での訓練について、北海道防衛局からは、「自衛隊は、平素から自衛隊の練度維持・向上や、日米間の連携強化及び共同対処能力の向上を図る観点から、効果的な訓練の在り方等の検討を不断に行ってきた。今般、より効果的な日米共同訓練を行うべく日米間で調整した結果、計根別場外離着陸場が、今般の訓練で実施することとなる離着陸訓練の実施場所として最適であるとの観点から、当該施設において訓練を計画した。」との説明を受けているところでございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） その点について少し具体的に質問をいたしますが、説明は文章によるものなのか、口頭によるものなのか。

記録としてきちっと残っているかという点を確認したいと思います。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 北海道防衛局からの口頭による説明でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 記録として、それは残っていますか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

ただいま申し上げた内容でのことで記録をさせていただいているというところでございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

記録として残っているということですので、後で確認をさせていただきたいと思えます。

市街地上空を飛ばざるを得ないような状況、計根別場外離着陸場をどうしても使わなければいけないという理由については、今の部長の説明ではあまりよくわかりません。

そこはどのようなふうになってますか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 先ほど申し上げたとおりの内容で説明を受けているというところでございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

3番の質問にも関連しますので、3番に入りたいと思います。

3点目です。

どうしても離着陸訓練、輸送訓練が必要であるというのであれば、市街地に隣接する滑走路を使うのではなく矢白別演習場を使うべきであります。

今後、航空機による離着陸訓練、輸送訓練をどうしてもやるということであれば、矢白別演習場内でやり、西春別駅前の場外離着陸場は使用しないよう、町として関係機関に強く働きかける必要があると思いますが、町長の見解をお聞きします。

○副町長（佐藤次春君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 私の方からお答えをいたします。

半島や長い海岸線を有します本町にとりましては、災害時における人命救助に際し、輸送力、機動力を兼ね備えたオスプレイの出動は、有効な手段であるというふうに考えております。

このことは常々町長も申していることでございます。

それらの活用を想定した場合、現段階において、計根別場外離着陸場を使用した訓練の中止を働きかけることは考えておりません。

しかしながら、この訓練が町民の皆さんの生活や本町の基幹産業に多大な影響を与える恐れがある場合は、訓練を実施しないよう求める必要があると考えております。

今後の訓練の態様などを確認しながら判断していきたいというふうに考えております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 住民のね、声をしっかり聞いていただいて、住民の安全・安心これをどう確保していくかという観点からですね、実態もよく分かんない状況の中でそういうふうに言われるっていうことが解せないんですが、先ほど言った実態しっかり捉えてですね、声も含めて、しっかり捉えていく必要があるのではないだろうかと思っております。

それで、オスプレイの問題が出ましたのでね、オスプレイの安全性にかかわる問題ですということにかかわるということになるんじゃないかなと思うんで、4点目の質問に入りますね。

昨年の要請書には、基本的姿勢として「オスプレイ訓練は受け入れることはできない」と明示していましたが、今年については「訓練の固定化は受け入れることはできない」に変化しています。

オスプレイに対する認識が変わったということでしょうか。

変わったとしたらどのように変わったのか、また、どうして変わったのか、相当の理由

があるものと思いますが、その理由をお聞きします。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

本年9月2日に、オスプレイの訓練移転が組み込まれた日米共同訓練の概要が公表され、矢臼別演習場及び計根別場外離着陸場でのオスプレイを使用した訓練の実施が明らかになったことから、厚岸町、浜中町及び標茶町と本町とで構成している矢臼別演習場周辺自治体協議会として、「矢臼別演習場及び計根別場外離着陸場における日米共同訓練実施に係るオスプレイ使用に関する要請書」を北海道防衛局長に提出をしたところです。

オスプレイは、その高い性能から、有事の際の軍事活動のほか、大規模災害発生時には被災者救助や物資輸送などへの活用に大きな期待がある一方、開発段階からの事故の発生や故障等の報道、また、騒音振動等、オスプレイの飛行に疑念を抱いている住民もいるという認識は変わってはいないところです。

矢臼別演習場においてオスプレイを使用した訓練は、昨年12月に実施をされた日米共同訓練、レゾリュート・ドラゴン21での使用が初めてとなりましたが、先般実施された日米共同訓練、レゾリュート・ドラゴン22においては、矢臼別演習場に加え、計根別場外離着陸場での訓練が計画をされているものとなっていたということに鑑み、今後における日米共同訓練での矢臼別演習場、また計根別場外離着陸場での訓練の固定化、常態化について危惧するものとし、より実態に応じた要請内容としたものです。

今後も矢臼別演習場等でのオスプレイを使用した訓練を行う場合は、安全対策はもちろんのこと、住民生活等に支障を来すことのないよう、北海道防衛局に対し要請してまいりたいと思っております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 確認をさせていただきたいと思いますが、オスプレイに対する疑念というのは、去年のですね、要請書にあるようにオスプレイ訓練を受け入れることはできないという表現としてあります。

基本的には、このオスプレイに対する疑念というのは変わっていないという考え方でよろしいでしょうか。

その点を確認します。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） オスプレイの安全性につきましては、北海道防衛局等からも説明を受け、その安全性についての見解については、町のホームページ等でも公開をさせていただいているところです。

ただ、先ほども申し上げましたように、開発段階からの事故の発生や故障の報道等そういうもののイメージにより、オスプレイの飛行に疑念を抱いている住民の方もまだまだいらっしゃるということに対して、そういうことを考えておられる住民の方がいるという認識については変わっていないということをお知らせさせていただいたところでございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） オスプレイはより安全になったという考え方でこういうふうに表示になったのか、それとも基本的にはいろんな疑念について、それは変わっていないということなのか、そこをちょっと確認したかったんですけども、町の認識としては、オスプレイはより安全になったという考え方なんでしょうかね、安全性は高まったというふうにお考えなんでしょうか。

そこちょっと確認したいと思います。

とりわけ、町長の認識をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 認識は、今、総務部長が答弁したとおりです。

そういうふうな認識を持っている住民がいるということは、しっかり把握していると。ただ、オスプレイの性能が上がったかどうかということはわかりません。

ただ、現実的にはもう自衛隊もオスプレイを所有しましたし、木更津の自衛隊の基地にはオスプレイが、今、駐機しております、そこから木更津市内を飛行しております。

そういう現実で日本の国内でオスプレイが飛ぶ機会はだんだん増えてきていると。そういうのが今の現状だということでございます。

危惧を持っている方々の心配を少しでも和らげるためには、やはり、別海町内でオスプレイが来た時には、どういう形で飛行するのか、いつ飛行するのか、そういう情報をなるべく防衛省の方に問い合わせをし、提供してもらうような、そういう対応していくことはこれからも大切だというのが総務部長の答弁です。

私もそのとおりの考え方でおります。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） まず、事実の問題としてね、確認をさせていただきたいと思うんですが、オスプレイは今年に入ってから2回、これはCV型のオスプレイなんですが、今年に入ってから3月と6月に墜落事故を起こしてますよね。

御存じだと思うんですが、乗組員が9名犠牲になっています。

この事故に関連してですね、海兵隊のMV-22についても同様の問題があるということをお海兵隊自身が言っています。

それから、その後、CVオスプレイのエンジン部分とローター部分をつなぐクラッチが不具合だという構造的欠陥が見つかって、8月から9月にかけて米軍がCVの飛行の停止措置をとっていますね。非常に大きな問題であると。

しかしですね、クラッチの不具合について機体の問題は未解決だと米軍側が言ってることなんですが、なのにどういふ訳かすぐに飛行を再開させています。

こうした不具合については、さっき言ったようにCVだけでなくMVオスプレイも海兵隊自身が確認していると言っているというふうに、今年に入ってからそういう事故がですね、連続しているんですよ。

そして新たな重大な欠陥が見つかるんですよ。

そういう中で、この市街地をですね、私たちの町の住民が暮らす市街地をオスプレイを飛ばすということについては、もっとしっかりと事実を把握して対処しなければいけないんじゃないかと思うんですが、その点はどうか、町長。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 中村議員がおっしゃっている事故が起きたというのは、これは事実でございますし、新聞報道にも載っております。

それからCVのクラッチペダルの不具合が生じたということは、これは事故というよりも、そういう機体の不具合、また備品の不具合なのか、そこら辺はまだ詳しい情報は私も把握しておりませんが、そのことは改良されたというような情報も入っております。

現に、陸上自衛隊ですね、木更津の防衛省の基地での今は飛行訓練をしているという状況でございますので、どの部分がどれだけの危険があるのかということとはなかなかうちのほうには情報として入っておりませんが、できるだけそういう情報も集めてはいきたいというふうには考えております。

危険だから飛ばすなということは、なかなかその危険だということをはっきり明確にこういう基準でこういう危険があるということと言わなければ、なかなかその飛ばすなということを使うのも厳しいことだというふうには考えてはおります。

できるだけ正確な情報を集めたいと、そういうふうには考えております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

町長ができるだけ情報を集めたいというふうにおっしゃるわけですから、それはもうぜひ実行していただきたいと思うんですが、町としての姿勢としてね、今回オスプレイ飛んだ、どのぐらいの高度で飛んだかも調べてないというような状況でね、その情報を集めておっしゃったってなかなかそれはこれからの状況見定めないと駄目だなと、非常に強く思いますね。

時間の関係でですね、加えてなんですが、直近の問題としては、この日米共同訓練が終わったすぐあとにですね、横田基地のCV-22オスプレイが南紀白浜空港に緊急着陸してるんですね。

だからね、この訓練が終わった後もね、トラブル引き起こしてるんですよオスプレイは。

そういうことだから、本当に町長おっしゃるとおり、しっかり情報つかんでいただいて、緻密につかんでいただいて、町としてのしっかりした見解を持っていただきたいというふうに思います。

何かありますか。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 町の情報不足だという御指摘でしたけれども、私も10月は自ら現地へ行って、オスプレイがどれぐらいの高さで飛ぶのかということも確認をしております。

その高さをはっきり測れというのは、これは無理です。

なかなか自治体がこの飛行機が上空何百メートルを飛んでいるのかなんてことは、これはなかなか調べられませんし、また軍事機密としてなかなか米軍の方では言ってこない。今までは、そういう状況でした。

今後は、なるべくそういうことを情報も出してほしいということは要請していきたいと

は考えております。

また、目視できるものはできるだけうちの町としての目視体制もしっかり組んで、そしてどういう訓練がいつどのぐらい行われたというようなことの情報もしっかり把握していきたいとそう考えております。

御理解をお願いします。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

半分期待し、また討論は必要だなというふうに、思いました。

5点目の質問入ります。

前述したような問題、あるいは、演習場内の民有地で監視活動を行っている人たちの付近上空にドローンが飛んできて一定時間ホバリングをしていたことが2日に渡ってあったなど、現地ではいろいろな問題が起きました。そのことは、札幌の防衛局長が東京の陸上自衛隊の広報に聞いてもですね、きちっとした答えは返ってこないんです。

日米共同訓練においても、海兵隊移転訓練のときのように、防衛局の現地対策本部を設置するよう要請すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○副町長（佐藤次春君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） お答えします。

沖縄県道104号越え実弾射撃訓練の分散実施につきましては、北海道防衛局が窓口となり、現地対策本部を設置して訓練の対応を行っているというのは、議員おっしゃるとおりでございますけれども、また、日米共同訓練につきましては、陸上自衛隊が窓口となる旨、説明を受けております。

先般実施されました日米共同訓練におきましても、陸上自衛隊が訓練に関する問い合わせ対応を行っていたというところでございます。

北海道防衛局においても訓練の状況把握のため、演習場内に職員を待機させて、陸上自衛隊と連携をとっておりましたが、基本的な問い合わせ先は、陸上自衛隊となっております。

訓練に関する即時対応は、演習場内に現地対策本部を設置することが迅速に対応できるものというふうに考えます。

日米共同訓練と沖縄県道104号線越えではですね、訓練のありようも異なるということで、その現地対策本部の在り方については、自衛隊、防衛省がですね、検討しているというふうにも聞いておりますけれども、今後、何か必要な状況があればですね、直接、北海道防衛局や陸上自衛隊北部方面隊の方に求めていきたいというふうに考えております。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

まず、なぜこういうふうに申し上げるかっていうとですね、自衛隊に問い合わせてもですね、自衛隊のことは説明するんですよ。

けれども、私が求めているのは、この日米共同訓練、米軍絡みの訓練については、両方をきちっと把握できる立場にある防衛局が窓口になるべきだというふうに申し上げている。

その点はどうですか。

その必要性ないですか。

○副町長（佐藤次春君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 先ほどの答弁にもありますようにですね、沖縄県道104号線越えにつきましては、防衛局がですね、全体を把握して現地対策本部で対応すると。

訓練の場所が矢白別演習場であったり、限られた演習場での訓練ということもあるんだろうと思います。

日米共同訓練におきましては、北海道のみならずですね、いろんなところとの演習場、あるいはいろんな施設を使っての訓練があるという中ではですね、北海道防衛局だけでは、全部が対応し切れないというようなこともあるのかもしれない。

今、中村議員がおっしゃったように、米軍の日米共同訓練における米軍のいろんな対応について、全体を把握しているのが北海道防衛局なのか、自衛隊なのか。

把握してても、米軍の秘密事項ということになっているのか、そこら辺いろいろあると思いますけれども、一般的に言うと全体を把握してるところが対策本部の窓口になっていくべきだろうと、そういうふうには考えております。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） これまでもですね、問題が起きたときに、東京の広報に問い合わせてもですね、現地で起こってることはわかんないんですよ。わかんないんです。

だから、しっかりした答えになって答えは返ってこないんです。

先ほど言ったように、自衛隊に問い合わせてもですね、自衛隊のことは言えるけど、米軍のこと言えないという答えになったりするという現実があるわけですから、その現実をしっかり捉えていただいて、ぜひ、町としてもですね、現地で起こってる問題を解決する手段をですね、考えていただきたいというふうに思います。

時間の関係でですね、次の、2点目の質問に入らせていただきたいと思います。

2点目の質問ですが、「インボイス制度」についてであります。

「適格請求書等保存方式」（以下、インボイス制度）が来年10月1日からスタートする予定になっています。

インボイス制度は、現行の「区分記載請求書」ではなく、「適格請求書」（以下、インボイス）を用いて消費税の仕入税額控除を受ける制度です。

この制度では、税務署長の登録を受けたインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）でなければインボイスを発行できません。また、登録を受けられるのは、課税事業者でなければならないことになっています。

従って、インボイス発行事業者になって消費税の仕入税額控除を受けるためには、必ず課税事業者にならなければなりません。これがインボイス制度の特徴であり、問題点でもあります。

これまでは、課税売上高が1,000万円以下の法人や個人事業主は免税事業者として、消費税の納付義務が免除されました。

しかし、インボイス制度の導入によって、これまでの免税事業者は、インボイス発行のために課税事業者になるか、あるいは、課税事業者にならずインボイス発行のできない事

業者になるかの選択を迫られることとなります。

インボイス発行ができないということになると、取引先が仕入税額控除できなくなるため、消費税分の値引きを迫られたり、あるいは取引そのものを断られる可能性が出てきます。

他の事業所、企業、団体と取引のある、いわゆる「一人親方」を含め小さな事業者はこうした影響を受ける可能性があります。そういう方々にとっては、インボイス制度はまさに死活の問題です。

インボイス制度スタートとされる来年10月1日まで1年を切りました。新型コロナなどで疲弊した経済状況の中、町内の事業者さんがさらなる困難にぶつかって身動きが取れないということが起こらないよう、2点について質問をします。

1点目です。

インボイス制度については、多くの問題点が指摘される中、日本商工会議所や中小企業家同友会全国協議会など商工団体、日本税理士会連合会など税理士団体は、要望意見書、建議書で、制度の凍結、あるいは延期を求めています。

中小企業家同友会全国協議会は、「2023年度国の政策に対する中小企業家の重点要望・提言」の中で次のように訴えています。

「適格請求書等保存方式（インボイス）は事業者免税点制度の実質的な廃止と同じ結果をもたらします。これは中小・小規模事業者にとっては死活問題であり、対応できない事業者が市場から排除され、休廃業が増加する懸念とともに、企業経営や国民生活に大きな混乱をもたらします。適格請求書等保存方式導入を凍結もしくは延期し、現状の免税水準を実質的に維持する制度の継続を強く要望します。」

また、全国の自治体で、制度の実施中止、延期を求める意見書採択が5月末に175件だったものが、7月末時点で423件となるなど、急速な広がりを見せています。

このような状況になっているインボイス制度について、町長はどのような認識をもっているでしょうか。見解をお聞かせください。

○副町長（佐藤次春君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 私の方からお答えいたします。

インボイス制度は、令和元年の消費税率の引上げに伴い、軽減税率制度が導入され、消費税が10パーセントと8パーセントの複数税率となったことから、この税率の納税額計算を容易にし、事務処理を効率化することを目的として導入するものでありますが、事業者が消費税の仕入額控除を適正に計算するためにも必要な制度というふうに認識をしております。

しかしながら、インボイス制度の導入によって、課税売上高が1,000万円以下の免税事業者も含め、多くの事業者が適格請求書発行事業者への登録が必要となることから、事業継続に不安を抱える事業者の方がいることも考えられます。

国においては、激変緩和の観点から、免税事業者等からの仕入れについても、制度実施後6年間は仕入税額相当額の一定割合を控除可能な特例措置を設けています。

免税事業者の皆さんがこの6年間の間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応することが必要であるというふうに考えております。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 基本的な認識をお聞きしました。

いろんな問題点についても、認識をされているということなので、2番目の質問が大事な点だというふうに思いますので、2番目の質問に入ります。

インボイス制度によって、町内のどのような業者さんが、どのような影響を受けるかなど、町として調査、研究、状況把握をする必要があると思いますが、それはなされているでしょうか。

また、町内の業者さんが大きな困難に陥らないよう、行政としての施策を打つ必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） お答えいたします。

町では、対象事業者数や売上高、課税情報等の詳細な事項については把握できないのが実情でございます。

そのため、税務署等から情報提供を受け、事業所の身近な相談機関である商工会、税理士と連携し、制度開始前後及び特例措置期間内にスムーズに導入できるよう、制度周知の強化により影響緩和に努めたいというふうに考えているところでございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） スムーズに導入というふうに今おっしゃいましたけどね、問題点について、どういうふうに考えてるかっていうことについてはね、先ほど副町長の方からは出てきたんだけど、そういう問題点を払拭するという方向で努力するっていうふうにはならない。

今の問題点そのままにして、つまりですよ、どういう問題点かという、今まで免税業者だった人が課税業者にならんきゃなんないよ。

6年の猶予はあったって、将来やらんきゃなんないということになっている。

解消されないわけですよ。

そういうその問題について、そのままにして導入を急ぐというようなお考えでしょうか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 私の方からお答えさせていただきたいと思います。

制度上のいろいろな問題点も想定されるところでございますけれども、この制度が確定してから準備期間としてですね、これまでの間一定の期間もあったというところでございます。

また、町内でも、例えば、農業者で言えば、法人格を抱える農業法人という部分に向けましては、農協などを中心に説明会が、あるいは商工事業者等については、商工会が中心になり説明会等も行っているところでございます。

町としてはですね、個別の事業者に対する個別のですね、救済措置とかそういうことっていうのは、なかなか入っていけない、できていけないという点もございますし、制度として導入が決まったというものであり、そのことに関して、町が具体的にですね、何か働きかけて制度を解消するというようなことも困難なところでございます。

先ほど産業振興部長も申し上げましたが、緩和措置の期間も含めましてですね、さらな

る、この制度のですね、浸透というものを深めていくということに対して、関係の商工会等であったりということと連携を図りながらですね、制度の導入に向けた取組に協力をしていくというようなスタンスで町は捉えていきたいというふうに考えているところでございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 肝心なことは実態把握をしてるかっていうことなんですよ。

いろんな困ってる状況なんかを集約してね、何で困ってるか、どういうところに不安があるのか。

この制度が通ってしまったら、さっき私が申し上げたように、取引をしてる例えば1人親方、本当に零細な事業者がね、どういうふうになるのかというようなこと、あるいはその人たちの声、そういうものを実態として把握してるかどうかということをもまず第一だと思ふんですよ。

その点については把握しづらいとか、これから商工会とやるとかっていうお話だったけれど、それをつかまれているんですか、どの程度つかまれているんですか。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） お答えいたします。

この制度につきましては国の制度でございまして、町の方がですね、実態を把握すると、どの業者が幾ら売上げで免税業者なのか課税業者のかっていう把握することは困難でございまして。

そんな中ですね、今、国の方では、1万円未満の取引なら税額控除できるとかですね、後ですね、受け取った消費税の2割を抑える制度の検討に入ったとあっていう国の方でいろいろと検討されておりますので、そんな中を見ながらですね、各事業者が、インボイス制度に登録するのかわからないのか判断するということになるかと思いますが、事業者によりましてですね、インボイス制度登録しなくても、売上げ等ですね、消費者のみの相手の場合はそういう制度も必要ないというような情報もございまして、その辺はですね、各事業者がこれからまだ毎月、税務署でも講習会等をやっておりますので、そういう中で判断していただきたいと思ひますし、特に、商工会もですね、10月に、町長に対して要請がございましたが、その中で商工会からもですね、その辺のことは、特に触れておられなかったということもありますが、今後、2月からのですね、税の関係で商工会もいろいろと事業者と向き合うと。

そのときに、いろいろと相談があるのではないかとというようなことも商工会が申ししておりましたので、そんな中で町もですね、広報含めて、できる対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 商工会にお聞きしたらですね、商工会、青色申告申請してる業者さんの数は分かるわけですよ。そのうち課税業者というのも数としてわかるわけです。

そうすると、大体おおよそですね、引き算すれば、免税業者の数も大体把握できる。

それは商工会に参加してる人達だけだから、全体を把握するというにならない。

だけれども、そういうことで情報を集めることができると思うんです。

ぜひ、やってほしいと思うんです。そこら辺のこと。

それから、もう本当になかなか声の届かない方々の声もですね、商工会に参加していない方の声も含めて、やはり行政としてはしっかりつかんでいく必要があるんじゃないかというふうに思います。

それで、時間になってきたんで具体的な提案をちょっとさせていただきたいと思うんですけれども、スムーズな導入っていうふうにおっしゃったけれども、国としてはですね、来年3月31日までに登録申請しなければならぬみたいな言い方で登録を急がせているようなだけけれども、登録期限については特例があって、来年9月末までに申請すれば、10月から有効な番号が交付されることだとかですね。

それから、申請した登録を取り消すことも可能だということなどをぜひ町としても周知していただいて、そんなに慌てる必要はないんだよということを、わかっていただくような働きかけができないかどうかちょっとお聞きします。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えしたいと思います。

事業者にとって有効な情報の提供ということの観点からは、さまざま取り組んでまいりたいと考えておりますけれども、先ほど申し上げましたように、国の制度ということで税務署の方で、これについてはですね、特にスピードを上げて今取り組んでいるということも確認をしているところでございます。

その税務署等との連携、あるいは地元の商工会との連携等も含めながら、情報提供のあり方について検討させていただきたいと思います。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 本当に中小企業家同友会が言っているとおりね、死活問題だっというふうになる部分もあるんですよ、町内で。

だから、そういう点をしっかりつかんでいただいて、町内の業者さんの営業をしっかり守っていくという点をですね、ぜひ、町としても力を入れて取り組んでいただきたいと。

こういうふうに申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（西原 浩君） 以上で、13番中村忠士議員の一般質問を終わります。

ここで1時まで休憩します。

午前11時45分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

7番木嶋悦寛議員、質問者席にお着き願います。

○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

本日は大きく2点について質問を進めます。

最初の質問です。

「訪問介護人材の確保について」。

2025年に団塊世代の全ての人々が後期高齢者となり、2040年に向けて認知症リスクの高いとされる85歳以上の人口が急増することから、介護サービスの需要はさらに高まることが見込まれていることが本年10月17日開催の厚生労働省社会保障審議会介護保険部会（第99回）資料において指摘されています。

さらに、町が策定する「別海町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」の基本目標4では、要介護者や認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者などが増加していくことを踏まえ、可能な限り住み慣れた地域で継続した生活を送ることができるよう、また、団塊ジュニアが高齢者になる令和22年も見据えて介護サービスが継続できるように努め、業務の効率化と質的向上にも取り組み、さらに、地域密着型サービスなどの多様なサービスのもとで在宅重視の基本原則に立った体制づくりも継続し、介護サービスの更なる充実に努めますとしています。

つまり町としても在宅での取組を重視する考えであることがはっきりと示されています。

訪問介護サービスは介護保険法に基づく公的サービスであり、別海町では4カ所の民間の訪問介護事業者によって担われています。

ある事業所では訪問介護人材の不足で、新規の利用者を断らなくてはならない事態に陥っているとのことで、これでは必要な介護サービスが使いたくても使えないという重大な問題が起きます。

在宅介護を希望する人がいる以上人材確保は喫緊の課題であると考えます。

介護人材不足問題は近年特にクローズアップされており。施設サービスでの人材不足に関してはこれまでも議会の場で取り上げられてきましたが、実は訪問系サービスの現場での人材不足はより深刻な問題となっています。

そこで私は実態を確認するために4カ所の訪問介護事業所に緊急でアンケートを取らせていただきました。

従業者の年代別人数や資格の状況、利用者の介護度別人数、はたして介護員が充足しているのか否か、人材確保はうまくいっているのかなど、本当にお忙しい中ではありますが皆さんからご回答をいただきました。

本日はこの貴重なご意見を基に以下の質問をさせていただきます。

最初ですね、1点目。

町では訪問系介護サービスが人材不足のために立ち行かない状況になっている現状についてどのように認識していますか。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） お答えします。

本町の介護職員の充足状況につきましては、町内の全ての介護サービス事業者において、介護保険法の規定する人員配置基準は満たしておりますが、雇用形態や就業状況等により必要となる人材の確保のため、各事業者は継続して介護従事者の募集を行っている状況です。

しかし、思うように雇用に結びつかないことにつきましては、毎年実施している介護従事者確保対策に係るアンケート調査において把握をしているところです。

訪問系介護サービスにつきましては、昨年度、同じ時期に新規の利用申請や施設からの

退所及び医療機関からの退院が重なったため、一部新規の利用者を受け入れることが困難なことから、待機を含め調整を行いながら対応する時期もありました。

現在は、利用を希望する全ての方にサービスを提供することができていますので、訪問系介護サービスが立ち行かない状況とは認識していないところです。

しかし、要介護認定者が年々増加傾向にあり、介護を必要とする方々に安定的にサービスを提供するためには、さらに介護サービス事業者と連携・協力し、人材確保に向けた様々な取組を継続していくことが必要と考えています。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

定数は満たしてるけど、不足している状況があるということの認識はいただいております。

ただ、立ち行かなくなるという状況というのもですね、多少認識のずれがあるかなということ、現状、足りなくなっているっていうことは、やはりなっているんだけど、何とかそれをしっかりと取り組んでいこうという事業所ごとの意識が、これがあって、何とか回っている状況。

それは何とか回せる状況にあるということではあると思うんですけど、ただ、やはりちょっとしたことがあることで、上手くいかなくなるということも当然あるわけなので、そうした、要するに立ち行かなくなる状況と現状というのは、本当に渡し板1枚挟んで隣り合わせになってるっていう状況なんです。

そこをきちんと認識しているかどうかっていうのを確認したんですけど、いかがですか。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） 介護事業所につきましては、それぞれの事業所ごとにですね、必要とする人数というのが受け取り方で変わってくると思うんですけども、勤務体制ですとか、本当に休暇ですとか、感染症等が流行っている状況での療養ですとか、そういうことが起きた段階では、本当に介護に影響が実際に出てくる可能性はあると思います。

ただ、基準で定められている人数というのは、最低限の人数というふうには受け取っておりますけれども、それを各介護事業所におきましては、それを上回るですね、やはり余裕を持った介護職員を配置していると、配置しようとしているということですので、実際のところ、今現在、本当に立ち行かなくなる状況ではないと思いますけれども、今後ですね、このような状況がずっと続くような、高齢化ですとか、若い人材が確保できないというような状況が続くようであれば、立ち行かなくなってくる状況もあると思います。

ただし、そうならないようにですね、事業者と連携協力体制をとりながらですね、人材確保に努めていきたいというふうに考えているところです。

○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） 一定の危機感をお持ちであるということは確認できましたし、そのあたりは共通認識かなというふうに思いますので、次の2番目の質問に移ります。

人材の確保について尋ねたところ、これはアンケートのことですね、4社とも募集しても応募がなく、人材確保が極めて困難との回答でした。

町では介護職員確保対策事業として、介護職員初任者研修支援、介護職員確保対策支援、介護従事者就業支援、介護福祉士修学生奨学金の支給などを行っております。

介護職全体でどれだけの人材確保効果を生んでいますか。

また、訪問介護に限った場合はいかがでしょうか。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（高橋勇樹君） それでは、私の方からお答えさせていただきます。

介護従事者確保対策事業の取組による効果については、介護職員初任者研修では、事業開始以来11名の方が町内の介護事業所に就労しています。

また、介護従事者就業支援事業では、新規就労者と復職者合わせまして10名の方が就労しているところです。

このことから、これまでの事業実績から、介護職全体では徐々に人材確保の成果が現れてきているものと考えています。

しかし、訪問介護事業所については、新規の就労に結びつかず、思うように効果が現れていない状況です。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

今人数で、これが何年にわたってその人数が確保できたのかっていうことも重要になってくると思うんですね。

徐々に確保が進んできているということでもありますので、これにまた付加してですね、様々な対策を立てていくべきじゃないかなというふうに思います。

先ほど答弁の中にありましたように、訪問介護事業所に関しては、本当にこの対策をやってもですね、効果がないということがここでわかったかなというふうに思います。

それで、先ほども人材確保の中で、必要な人数ですね、人員の中で、基準は満たしているってことなんですけれども、私も同様な事業所を運営してますのでよくわかるんですが、このアンケートの中でもですね、自由記載の中で、介護員の休みが重なっていくってことで先ほどのコロナのこともありますが、実際にやっぱり働き方というのが求められている時代にあって、自由に休みが取れるということはこれ重要なことだと思うんですね。

なので、そうしたところで、基準に付加して人員を配置する。

それから、よりよいサービスを提供するためにも、そうした人員を余分に配置するということは、これは事業所にとってサービスの向上であったりとか、自分の事業所を選んでいただけるっていうことになってくるっていうその価値の部分になってくるわけですね。

それを求めて事業所っていうのは、基準だけでは運営できないので、そういうふうにして取り組んでいるわけです。

その辺りがよく理解されているのかどうかっていうこともあるんですけど、それも含めてですね、訪問介護の現場に対して、どうしたらその人材確保を促すことができるのかっていうところをどのように考えておられるのか、いま一度伺いたいと思います。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） お答えいたします。

介護を必要とする方々に安定的にですね、サービスを提供していくためには、町と介護サービス事業者が協力体制をとって課題の解決に向けて一緒に考えてですね、具体的な取組を進めることが必要だというふうに考えています。

訪問介護に確かに思ったように、就労されてないということは事実ではありますし、その辺はしっかりと受け止めてですね、今後の取組に生かしていきたいというふうに思いますが、訪問介護に限らずですね、介護事業所全体がですね、少ないような状況だというふうには受け止めてますので、その辺全体的にですね、取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） 介護保険事業計画でも示されているように、在宅をきちんと基本でやっていくってことはあるわけですから、それを中心に考えていくってことで、にもかかわらず、別海町の場合は施設がどっちかというところと中心で動いていっているなっていう印象はあります。

それはたぶん取組としては、施設の方が取組みやすい。

だけど、これからはやはりいろんな社会保障費の問題もありますから、在宅を中心にして考えていく方が、多分、持続可能な介護サービス事業ということになっていくのかなというふうには考えますので、その辺りを改めて認識していただきたいなというふうに思います。

では、3番目です。

介護員の充足状況の間では、少し足りない、全く足りないという回答で、いつ頃何人足りなくなるかという間では、現在3名足りない、2名足りない、1～2年後に2～3名足りなくなるという回答をいただきました。ではどういった時に足りないと感じるのかという問いでは、新規利用者が登録された際、従業者が高齢化というところに4社ともチェックをされておりました。

介護員の平均年齢は53.89歳、4事業所ですね。で、最高齢は75歳です。20代30代も1人ずついらっしゃいますが、50代60代が中心となっております。

自由意見の中では、このまま人材不足が続けば5年後に事業縮小、10年後には訪問介護事業所は消滅するとまで書かれていました。たしかに人は増えずに高齢化していけば自然になくなるのは目に見えています。

先ほどの対策事業の中の初任者研修修了者も施設勤務者が中心で受けている状況で訪問介護の現場には現在では全く入ってこないというのが現実だそうです。

なぜ訪問介護が選ばれないのか。

介護員確保に一番大切なのはという問いには、皆さんそろって給与水準だというふうにお答えになっています。

訪問の現場は介護員一人で担います。責任が重いわりに給料が伴っていないというのが現場の声です。もちろん介護報酬は国で定められていますが、加算を取ったとしても仕事内容に見合う給与にはならないというのが現実です。問題点ははっきりとしています。

思いきった対策が必要なのではないでしょうか。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、訪問介護事業所に限らず介護従事者の高齢化につきましては、全国的にも課題となっており、本町としましても対策を講じていく必要はあるものと認識しています。

議員がおっしゃるとおり、訪問介護の現場については、介護員が1人で訪問し、利用者の自宅内で必要な介護を行うこととなるため、経験の少ない介護員は訪問介護の仕事を望まない傾向にあり、介護サービス事業者からは、訪問介護事業所よりも通所サービス事業所や入所施設への就労を希望する方が多いとの意見を伺っています。

これらの課題につきましては、それぞれの事業者が個々に解決していくことは困難なことから、人材確保に向け町が主体となって介護サービス事業者で構成する連絡協議会を設立し、協議会と町が連携をして様々な課題の解決に向けた具体的な協議や取組を進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） 私がもう何年前ですかね、愛知県で障害者施設に勤めていたときの話なんですが、その頃、愛知県には民調という制度があって、民間の施設と公的な施設との給与差を埋めるために愛知県が基金をつくって、そこに補填することをやりました。

今ちょっと財政難になってからですね、それが中止されてしまったんですけど。

これは確保対策としては非常にいい事業だったなというふうに考えております。

もちろんお金が必要ですからね。それはできる場合、できない場合があると思います。

これは一つの提案です。

そういうふうにして考えていく、給与水準が合わない、今、多分町の介護施設の人たちはそれなりの一定の基準の中で、給与確保できてると思います。

でも、民間の事業者はその給付費の中でやりくりをするだけなので、要するに天井は決まってるわけですね。

限りなく給与水準を上げていくということは、例えば町の給与表みたいなものをつくってですね、どんどん毎年給与が上がってたりとか、これは無理な話なんですよ。

だから、そういうところをきちんと考えていくと、じゃあどうしてつたらいいのか。今、連絡協議会をつくられて話し合いをするということと言われましたけど、具体的なやっぱり対策を講じていかなければ、この介護職員の対応全体ですね、介護職員の確保対策というのは難しいのかなというふうに思います。

なので、かなり思い切った取組を実行していく必要があると思うんですけど。

町長、どうですか。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） ちょっと、私の方からお答えいたしたいと思いますが、先ほど来の質問の中にもありますけれども、今後、在宅介護を中心にして、やっていかな

ければならないというのが国の方針でもありますし、町の計画でもそういう位置づけをしております。

対象となる要介護者がですね、今後も減る状況にないとするならば、人口は減少していく中でですね、やはりそれを担ってってもらえる従事者の確保というのはですね、大事なことだというふうに考えております。

先ほど福祉部長の方から申し上げました、介護サービス事業者と町が入りましてですね、協議会をつくっていくと。

その中で、なかなか1つの事業所では取り組めないことがあればですね、全体として、それを町全体の課題として考えて対応していくということを目指してですね、まずは、しっかりと組織をつくってですね、対応し始めていくべきだと。

これは、実は何年か前から話を進めておりましたが、コロナのことがあったりですね、なかなかまだ形になって進んでおりません。

訪問系の従業員のことでなくてですね、施設系の施設においても、今後従事者の確保というのは大事になってきますけれども、それらについても外国人の従業者の確保も含めてですね、財政支援もやはり町としては考えていく必要があるだろうというふうに思っています。

ただ、それはですね、今、議員が言われたとおりですね、それぞれの事業所でやっている介護事業が違うものですから、介護報酬の中で全部それを賄って、潤沢に従業者を確保していくということが非常に困難になってくんだらうと。

訪問系の事業所だけでやられているところもありますし、施設系と訪問系両方やってる事業所もあります。

また、例えば町も老健をやってますけれどもね、先ほど言われたように、やはり自由に休めるような体制、あるいは人員を確保する、あるいは介護報酬では賄えない部分もですね、町は御存じのとおり、一般会計から繰入れをして、従業員を確保すると、そういう状況がありますから、民間が大変だということも、町としても十分理解をしているつもりでございます。

何でもかんでも基準の職員数を確保していれば、それで何とかなるといふように町も思っておりませんし、当然それを超えて職員を抱えて運営されてる苦勞されてるっていうことはよくわかっているつもりでございます。

今後はですね、まずは、従業員の確保に向けて、一緒に何ができるのかということを考えながらですね、そしてその中でさらに、どうしても待遇改善やいろんなことを考えたときに、介護報酬がどうしても追いついてないというような事業、これはケアマネジャーの世界、いわゆる計画をつくるような事業所もそうですけれども、非常に確保が難しくなってきましたので、今、町で大きくそれは担っているというようなこともありますので、それらも合わせて全体の話になりますけれども、どこかの時点ではですね、しっかりと財政的な支援も念頭においた検討していく必要があるだろうというふうに考えているところでございます。

○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） 確実に歩みを進めていくということで受け取らせていただきましたので、しっかりと取り組んでいただきたいなと思いますし、私たちも助言できることに関しては一生懸命取り組んでまいりたいなと思います。

ちょっとですね、一言ですね、アンケートの中で、町に対し要望ありますかっていう、ところちょっとあったんですけど、その中でね、今の連絡協議会をつられるということではこれは解決されていくかなと思いますので、でも、一言これ申し上げていきたいと思えます。

役場へ提出書類に要望を記入し提出しても、後日何も連絡がないと。

要するに結果について、自分たちが要望出したことについて結果も何も返ってこないというのが書かれてありました。

要望が全て実現できると思わないが、協議した結果がどうなったくらいですね、連絡一言でもいいからないのはいかなものかということで体制を考えてほしいということをお願いして来る事業所ありました。

これはお伝えしておきますので、そうじゃないんだけどなというふうに思うかもしれないですけども、こういう印象を持たれている事業所もあるということで、真摯に受け止めをお願いしたいなというふうに考えております。

はい。

では、4番目の質問に移ります。

訪問系サービスには訪問入浴サービスがあります。

これには看護師が必要で、訪問入浴サービスを提供する事業所では、看護師不足のために町立別海病院や介護老人保健施設から派遣を受けてやりくりしています。訪問入浴事業所は事業として独立しているものの全く採算の合わない事業で、赤字経営とのこと。自由記載の中に切実な思いが綴られていました。

この事業もなくてはならない事業であり、持続可能な取組とするためにも看護師の派遣をシステム化することも必要なのではないかと考えるところです。

民間に委ねている公的サービスを官民の力で協働で維持できないものか伺います。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（高橋勇樹君） それでは、私の方からお答えさせていただきます。

訪問入浴サービスについては、介護保険法に基づき、別海町社会福祉協議会が北海道から訪問入浴事業所の指定を受けて行っている事業です。

重度の要介護者が自宅で生活をするためには欠かせないサービスのため、町立別海病院の協力を得て看護師を確保し、訪問入浴サービス事業への看護師の派遣体制を整備しています。

現在は、新型コロナウイルス感染症への対応のため、看護師の派遣がなかなか困難な状況ではありますが、町と社会福祉協議会が調整しまして、現在、看護師を確保しサービス提供できている状況です。

○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） ということはですね、社会福祉協議会が今受けているような状況ですけど、そこで手当てしなくても、もうシステムとして看護師を派遣するものは確立しているというふうに受け取ってよろしいのでしょうか。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 私の方からちょっとお答えしますが、今、介護支援課長が答弁

したとおりなんですけれども、訪問入浴サービスにつきましては、今、課長が言いましたように社会福祉協議会が北海道から指定を受けて行っている。

限られた時間でですね、限られた人数の方の訪問入浴ということですね、例えば看護師さんをずっと年間抱えてやるとかっていうことがなかなかできないものですから、そういう意味で、看護師の確保が社会福祉協議会ではなかなか難しいという状況が何年か前からありました。

その都度ですね、町の方にも相談がありまして、それでは町の方からこういう方を紹介しましょうとかっていうことでの協力もしましたけど、なかなか先ほど言ったように限られた日数で限られた時間勤務するっていうことなものですから、定住しないというようなこともありました。

それでは、社会福祉協議会だけではですね、その対応は難しいんだろうということで、何年か経ちますけども、町の方から病院の方に院長の方をお願いをしましてですね、町長もこのことはわかってますけれども、必要な看護師を病院の方から派遣するという形をですね、とって対応してきております。

ただ、社会福祉協議会も看護師が確保できても今度運転手だとかですね、介護員だとか、常時、先ほど言ったような形で、限られた日数の限られた時間を確保するということは非常に難しい事業なものですから、大変苦勞してるということはよくわかっているんですけども、いずれにしても、社会福祉協議会が申請をしてですね、今の訪問入浴用の車両も、道の補助を受けて社協に入れたものですので、ぜひ町としてもですね、いろんな体制を協力をしながらですね、体制を整えてやっていけるように、今後も協力あるいは連携してやっていきたいというふうに思っています。

○7番(木嶋悦寛君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 7番木嶋議員。

○7番(木嶋悦寛君) ぜひですね、協力体制しっかりとっていただいでですね、この事業本当に大切な事業だと実感しております。

なので、それが途切れないような形で、運営していただきたいなというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

それでは、大きい2番目の質問に移りたいと思います。

「協働のまちづくりの視点による民有地除雪の仕組みづくりについて」です。

除雪は大きく2つに分けられると考えます。

一つは国道や道道、町道など公道及び道路関連施設や公共施設を除雪するもの。

もう一つは個人や企業の所有地など公共に属さない場所の除雪です。

前者は多くの場合、町から建設会社等に発注され、冬場における雇用対策にもなっていると考えられます。

後者については、民間の事業者あるいは除雪用のタイヤショベルやホイールローダーなどを所有している個人が担っているものと考えます。

つまり、公道や公共施設、要支援者宅以外は、自力あるいは機械を所有する事業者及び個人の力を借りて自らの敷地の除排雪を行ってきました。もちろんこれは当たり前前のことであり、行政が担う領域と、住民が担う領域は明確に区分されております。

ところが、近年高齢化の影響はこうした地域の除雪を担ってきた個人に及んでいます。

毎年数十件も除雪を請け負ってきた個人が亡くなり、担い手が突然いなくなってしまう

たケースがあります。これまで頼りにしていた人たちは途方に暮れています。なぜなら除雪を引き受けてくれる人は簡単には見つからないからです。

団塊の世代の全てが後期高齢者となる2025年もすぐそこまで迫っています。いくら個人宅とはいえ広い敷地もあります。

ママさんダンプとスコップでの除雪は、高齢になった身には対応にも限界があるのは容易に想像ができると思います。

もちろん町に個人宅の敷地の除雪をやってくれと言っているわけではありません。

例えば、個人宅の除雪を受けてくれる人の情報を集約し、必要としている人に提供するとか、地域に働きかけて除雪に協力してくれる人には機械の購入費や燃料費を一部助成するなど、住民が持つ力を最大限活用するための「仕組みづくり」という環境整備が必要なのではないかと考えるところです。

さらには、町内会の範囲にこだわらず区域を定めて、そこに町が除雪車両を貸与し、住民で構成する除雪組織が区域内の除雪を担うなど、様々な協働による取組が考えられます。

住民が住み慣れた地域で、これからもずっと暮らし続けるために、協働によるまちづくりの視点で、関係者それぞれでできることを持ち寄り、自助・公助・共助の機能を高めていくことができれば、より良いまちづくりにつながると思いませんか。

今、困っている人たちがいる現実はどう対応するのか、町長の考えをお聞かせください。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 個人敷地の除雪についてでございますけれども、本人や家族など「自助」による対応が、これは一般的ではございます。

しかし、これ大雪になれば、特に高齢者世帯では、対応能力を超えてしまうために、地域のつながりによる「共助」、これで対応されてきているところでございます。

しかし、これを担ってきた地域住民の高齢化が進むなど、これまでの自然発生的な共助だけでは対処できないという課題が生じ始めております。この課題に対しまして、機能的な共助の仕組みづくりが求められ、その仕組みに対しまして行政が支援を行う「公助」、これが今後の住みよいまちづくりに欠かせないものになることは、町としてもこれは強く認識しているところでございます。

機能的な共助の仕組みづくりをつくり上げること考えていく上で、町内会等の地域団体は、欠かせない存在であると考えておりますけれども、それら地域団体自体も運営に関わる担い手不足が現実な状況でございますので、過疎化とそれから高齢化、これを併せて進んでいる現状におきましては、議員御提案のとおり、町内会等の枠を越えた仕組みの検討もそれも重要なことになってくると考えております。さらには、活動可能な個人や各種団体等の集約・連携、これを強化できれば、共助の主体となる「まちづくり会社」などにより「しごと」として位置づけられないかというような検討も、課題解決に向けての一つの方向性だと考えております。

現実には、HGCとか季節労働組合のように現在もそういう作業している団体もありますので、ただこれらだけでは、足りなくなるのはもう目に見えているところですし、今後どういった形でこういうような組織に、追随していけるような地域づくり、共助の組織をつくり上げ、またそれを町としてどういう支援をしていくのか、そういう情報を町民にどう提供していくのかと。そういう課題は大変重要な課題だと私も認識しております。

これらをしっかり情報収集して、どういう形で高齢者の皆さん方の安全安心な生活を支援していくのか。

そのことが、今後のうちの町における高齢者対策としての重要な使命でもあるというふうに考えておりますので、しっかりこのことに向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

今後とも、町民の方々の御協力をいただき、共助、そして公助、自助はなかなか難しい部分ですので、この共助と、それから公助しっかりと連携して、地域の安全を進めていきたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） 町長から力強いお言葉いただきました。

本当に、例えば、今、個人の所で頼んでた除雪なんかでもいなくなると本当に困っている。そういう声を何件も聞くんですね。

私も仕事から個人宅にお邪魔してお掃除とかする機会があります。

そうしたときに、やっぱり除雪やってませんかとよく聞かれるんです。

でも、うちの会社ではちょっと除雪はやってませんと。

どうしたんですかと聞くとそういうことになってくるんですよ。

今まで頼んでいた人ができなくなってしまったと。

そういうことをもう頻繁に聞くようになってきて、ここ何年かは特に多くなってきてます。

なので、まさしくその個人ではなかなかできないこと、これいろいろ回って除雪やってくれませんかというのは、やっぱりこれ行政じゃないと無理なんですよ。

これ個人の人がね、行ってそういうつながりがあってあればいいんですけど、そういうことがなかなか難しい。

だからこそ、御用聞きのようにして、皆さん行政の人たちが回って地域を回って、そういう情報を集めていくっていうことの大事さというのはここに来て本当にはっきりしてきたなど。

これで、こういう仕組みができたらすね、まずは例えばこの市街もそうだし、各地ほかのところもみんなそうです。そうした困り事があるはずなんです。

ただ、これは除雪に限ったことではない。

福祉の方で福祉牛乳の取るとかごみ出しだとかっていうそのボランティアを募集されたと思いますけど、それだけではなくて、まさしくそういう地域全体の当たり前の仕組みを当たり前に持続的にやっていくための取組が大事になってくると思いますので、これ具体的にどうやって進めていくか。

町長、お考えあればぜひ聞かせてほしいんですが。

○町長（曾根興三君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 今、木嶋議員の方からいろいろ広範囲にわたっての課題に対しての町長の考え方っていうような質問かなと思ったんですけど、これはの質問の通告の域を逸脱しているんで、除雪のことに関して申し上げましたら、たしかに御提案ありましたように、今現在動いている団体もありますし、それだけでは足りないのも私も認識しており

ます。

議員の提案の一つとして、その機械を町として貸し出すような方法もいいんじゃないかと。これは、私も大変いい方法だと思っております。

町内会になるか、それともそういう活動する団体、ボランティアとか、高齢者の団体などで、もし除雪機械があれば、地域のために活動したいというような人たちがいれば、町としてもしっかり支援をしていきたいと考えておりますので、できるだけ町内にどういう除雪の団体、またはやっってる事業者がいるのか、そういうことを早急に確認していきたいなとそう考えております。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

雪はすぐそこまで来てますので、ぜひ早く取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それでは、協働のまちづくり、こうしたことですね、進んでいくことを期待してですね、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（西原 浩君） 以上で、7番木嶋悦寛議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1時45分 休憩

---

午後 1時55分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

2番横田保江議員、質問者席にお着き願います。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○2番（横田保江君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい。

通告に従い、一般質問をします。

「高校生への給食提供による子育て支援を」。

令和元年9月と令和2年には6月と12月に、私が一般質問をしてきました。

その中で、高校生への給食提供について別海町教育委員会が、高校生と保護者また中学生に対し、アンケート調査を実施し、その後、結果が報告されました。高校生の学校給食を求める声が高まっており、その割合は50%を占めました。

中学生については55%が高校における学校給食の提供をもとめています。そして、保護者については、84%の割合で学校給食の提供を求めています。

町側としても、「令和7年度には、別海高校の生徒及び教職員を含めた約360食の提供が可能となる見込みである。」とのことでした。また、防衛局の許可や高校側の人員体制や受け入れに必要な校舎の改修などの予算の確保、その他もろもろがあります。そして年数が経てば再度アンケートも必要になると思います。

そこで質問します。

1、高校生への給食提供については、今回で4度目の質問となりますが、「令和7年度

には、別海高校の生徒及び教職員を含めた約360食の提供が可能となります。」との前向きな答弁をいただき、私も非常に心強く感じました。

アンケート結果も、中学生については55%が給食の提供を求め、保護者においても85%が学校給食の提供を求めています。

その後、検討を進めてきているとは思いますが、現状はどのようになっていますでしょうか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） それでは、私からお答えいたします。

まず、数値的な現状について御説明いたしますと、別海高等学校に360食の給食数を提供することが可能となる年度につきましては、令和元年度にお答えしたとおりでございます。

そのときと変わらず、令和7年度になる見込みです。

また、ハード面においては、給食センターの建物に係る文部科学省や厨房機器等の使用に関する部分として補助を受けた北海道防衛局については、協議を継続している状況にあります。

今後、補助を受けた北海道防衛局とは、一層踏み込んだと協議を行う必要があるというふうに考えております。

来年度以降、高校側の校舎の整備や日々の食数の管理などの人員体制等を踏まえ、別海高校や北海道と協議を進めたいというふうに考えておりますが、受入れ側だけではなく、給食センターにおいても給食費の徴収、それから、運搬体制の整備に加えまして、1人当たりの食べる量が高校生ということで、中高生よりは多くなりますので、そういったことによる食缶等を増やしたりと、そういった必要も出てきます。

また、食缶が増えることによってですね、センター内の除菌スペースの確保というようなことも課題というふうになります。

その他にも、財政的な問題等、さまざまな課題もありますので、高校への給食提供の有無を判断する前に、関係機関と十分な調査、協議、検討を行いたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい。

その関係機関との協議っていうのは、いつ頃から始められますでしょうか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 先ほどもアンケート調査等についても、後の質問に出てくる話なんですけど、そういったことも検討しておりますので、そういった直近のですね、直近の例えば生徒、保護者等の要望ですとか、そういったものを確認した上で、そういった協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい。

2番に行きます。

コロナ禍で、高校生の給食提供のニーズは高まっていると思いますが、再度アンケートは必要だとお考えでしょうか。

○教育部次長（宮本栄一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（宮本栄一君） お答えいたします。

教育委員会におきましては、コロナ禍により、高校生の給食提供のニーズが高まっているという声は聞こえてきていませんが、令和2年度にアンケート調査を実施して以来、調査は行っていませんので、令和5年度に高校支援事業全体に関するアンケート調査を実施する予定ですので、その中で給食提供に関する調査も併せて行う予定です。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） 令和5年度、来年から、来年にアンケート調査を行って、その後、ニーズが高ければ協議をしていくってということでしょうか。

○教育部次長（宮本栄一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（宮本栄一君） はい。

議員おっしゃるとおりですね、そのアンケート調査の結果を受けてですね、協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） 全国では高校生への給食提供はありますか。

○議長（西原 浩君） 横田議員、ちょっと急に言われても回答できないと思うので。

○2番（横田保江君） したら、3番に。

高校での給食提供は、保護者にとっても心強く、別海高校の魅力を高める意義のある政策だと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（登藤和哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） 私の方から御答弁をさせていただきます。

先ほど申し上げたとおり、次年度に行うアンケート調査でどのような回答の傾向が出るかわからない中で予想の話はできませんが、今、議員おっしゃられるように、要望が高ければですね、当然そのような議論もしていかなければならないと。

今までも答えてますように、職員は事務レベルでその関係の協議はしておりますので、今後しかるべき対応をしっかりとやっていきたいという答弁になりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○2番（横田保江君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい、わかりました。

ぜひ、引き続き、要請の方をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、2番横田保江議員の一般質問を終わります。

ここで消毒作業のため、暫時休憩いたします。

午後 2時06分 休憩

---

午後 2時09分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、5番外山浩司議員、質問者席にお着き願います。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○5番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） 通告に従いまして、今回3問について質問させていただきます。

1番目、「子供たちの生活について」。

コロナ禍の生活となり3年目を迎え、子供たちの学校生活や日常生活でも対応策等が定着し、ごく普通の行動として振る舞われている状況です。大きな声で挨拶や歌を歌えない学校、プールサイドでマスクをつける水泳授業、友だちと話をせずに黙って食べる給食、「手つなぎ鬼ごっこ」をしてはいけない休み時間など、いろいろな制約を受けながらの日々の学校生活です。

このような中で7月・8月には、少年団の大会や中体連行事が予定通りに開催され、地区大会、全道大会へ進み貴重な体験をした生徒も多くいました。夏休み終了後も継続され、スポーツ活動や文化活動で自分の居場所を見つけ、目標に向かって活動をしている子供たちでした。

ところが、再びコロナ感染症が発生し、11月中旬には北海道が東京都を抜いて数日間、全国1位の感染者数となり、根室管内でも100名前後に達しました。別海町でも20名から30名の感染者が発生し、保育所や学校ので休園・休校や学級閉鎖の措置が取られました。休校等になり、子供たちへの対応に先生方や教育現場の心を配り、対応を進めていると思います。

町民として感謝申し上げます。

コロナ禍での子供たちの生活について5点と書いてますが、4点お聞きしたいと思います。

1点目、令和3年度の不登校者数が、全国で小学生と中学生を合わせ約24万4,000人で、前年度より4万9,000人も増え過去最多となっています。

本町の不登校児童生徒数は、この3年間でどのような状況かお聞きします。

また、コロナ感染への不安から感染回避のために、30日以上休んだ児童生徒がいたかお聞きします。

○学校教育課長（池田卓也君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 学校教育課長。

○学校教育課長（池田卓也君） 私からお答えいたします。

文部科学省による不登校の定義は、病気や経済的な理由などといった特別な事情がなく、年間の欠席日数が30日以上となった状態のことを言います。

本町における不登校の児童生徒の過去3年間の状況につきましては、令和2年度に新型コロナウイルスの感染拡大に伴う長期間の臨時休業の影響で10数名となりましたが、令和元年度と令和3年度は20数名となり、横ばいの状態で推移しています。

また、新型コロナウイルスの感染回避のために30日以上休んだ児童生徒につきましては、現在まで学校からの報告はありません。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） はい。

コロナ感染の方についてはいなかったということを知ったんですけど、ちょっと数の確認がちょっと聞き取れなかったんですけども、令和2年度の欠席者が10数名、元年度と令和3年度が20数名ということですが、それでよろしいでしょうか。

○学校教育課長（池田卓也君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 学校教育課長。

○学校教育課長（池田卓也君） 詳細にお答えしますと、令和元年度につきましては26名、令和2年度につきましては12名、令和3年度につきましては29名となっております。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） はい。

10数名から20数名ということですね、過去に比べているとコロナ禍に入ったということで、特段増えてはないという数値の結果がわかりました。

次にも関係しますので、（2）番目に移ります。

休んだ今の子供たちですけども、休んだ児童生徒への対応はどのように取り組んできたかお聞きします。

○学校教育課長（池田卓也君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 学校教育課長。

○学校教育課長（池田卓也君） はい。

不登校傾向の児童生徒への対応につきましては、町独自の支援シートを活用して、不登校傾向児童生徒の早期対応を行うことで未然防止を図っています。

また、不登校となった児童生徒に対しては、学校と家庭との十分な連携のもと、子供の心に寄り添った生活指導に努め、状況に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育支援センターなどの支援を活用し、状況の改善を図る取組を行っています。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） はい。

今、子供の心に寄り添ったってということですね、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーですか、この派遣ということで、この人数ですね、この数年で増えたかどうかということが1点と、もう1点、休んでいる子供たちへの学習支援とか学習保障ということで、今回、今、GIGAスクール構想ということでオンラインを活用してですね、そういう指導がされていたかどうかについてお聞きします。

○学校教育課長（池田卓也君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 学校教育課長。

○学校教育課長（池田卓也君） スクールソーシャルワーカーの人数ですが、現在、大きな学校に1人いまして、その1人が町内全域を見るような形になっております。

また、不登校の関係でタブレットによるオンラインにつきましては、随時行っている状況です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） ソーシャルワーカーさんについてはですね、なかなか適任の方がいらっしゃらないとか、高齢な方なんですけども、実績は素晴らしい実績を残していると伺ってますし、今、オンラインで授業を保障されているということですので、GIGAスクールが進んでですね、タブレットを自宅に持ち帰っている点でですね、学習の保障ができてきているというのはですね、素晴らしいことだと思いますし、子供たちがそれをタブレットをね、活用しながら、登校につながるきっかけになればいいというふうに考えているところです。

続きまして3点目ですが、新学期が始まり、期待に胸を膨らませる一方、不安から学校へ行けなくなる児童生徒が出ています。新1年生が入学した時に、見たことのある先生や言葉がけをしてもらった先生が、その学校にいると少しは安心できるかと思います。

コロナ禍となり、学校の行事で多くの来賓者の出席が中止になりました。幼稚園や小学校の運動会や卒業式等に学校関係者だけの出席を奨励してはどうでしょうか。

来賓関係は、学校の判断ですが 教育委員会の考えをお聞きいたします。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） この質問は、私の方からお答えいたします。

議員御質問のとおり、新型コロナの流行により、各種行事において、感染対策のため来場者数を制限せざるを得ない状況が続いておりますが、IT機器などを利用して、ほかの教室や家庭にしながら見ることができるよう工夫をして実施をしている学校もあります。

教育委員会としましては、今後も感染状況をしっかりと注視しながら、各行事における参加方法等について、学校と協議を継続し、検討していきたいというふうに考えております。

また、各発達段階における子供の不安感の解消につきましては、幼稚園児の学校見学や小学校への授業乗り入れ、それから合同避難訓練など、各地域において保幼小中連携による取組を行うことで日常的に交流を図り、そういった不安の解消に努めてまいります。

今後も、学校や保育園、幼稚園が小学校と連携することで、入園・入学する園児や児童の不安解消につながるよう、取組を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） 今、IT機器を利用してですね、遠隔で見ることができるのですか、あと保幼と小と避難訓練ですか、合同の行事ということで不安感を解消していきたいというお話だったんですが、実は自分が体験した中で、自分もかつては保育所に呼ばれていたんですね。

隣にいた小学校の校長先生が一生懸命メモしてるんですね。

その保育園は小さい保育所だったから、一人一人に将来何になりたいですかってインタビューするんですね。

将来、酪農家です、警察官とかって、校長先生はそれをメモしてるんですね。

ちょっと終わって、それどうするのって聞いたら、入学したら声かけするときに使うんだっていうんですね。

あつなるほどなと思って、そういう校長先生がいれば、入ったときにね、ちょっと声かけれると。

それで、地域の議員だとか、そういう人たちは見守る立場ですからね、呼ばれる必要はないと思うんですけども、やっぱり学校関係者だけは教頭先生とか校長先生ですね、その辺りはお互い連携してですね、呼び合う。

そして、子供たちの不安を少しでも解消すると。

今、コミュニティスクールですとか、小中一貫に向けてとかいろいろやってますが、そういうちょっと小さなことがですね、顔見知りの先生がいると、おもしろい先生がいるということですね、そういうことが子供たちの不安解消につながってですね、不登校等の解消につながるのではないかなと思うんですが、この考えについてはいかがでしょうか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 今、外山議員おっしゃられたとおり、やはり例えばですね、幼稚園、保育園から小学校に入学するお子さん、または小学校から中学校に入学、進学される子供たち、やはりそれぞれ環境が当然変わるといことで大きな不安を抱えている。

そういった中で、今言われたような事例で申し上げますと、先に何かの来賓で行ったときに、そういった子供たちを見て、新たに自分の学校に来た時に声かけを積極的に行う。

本当に大変なことだと思いますし、そういったことで子供たちの不安が1つでも2つでも、解消されるということは本当にいいことだというふうに考えております。

ただ、その話っていうのは、先ほどの来賓の案内のことにもつながるのかなというふうに思うんですけども、地域によっては児童生徒の数にも差があったりっていうようなこともありますんでね。

現に、国・道が言ってくるその密にならない状況といいますか、学校、そういったものもあるのも事実かと思いますが、やはり今の町内の感染状況なんかを見ますと、なかなかそういった国・道の考え方、後は示してきている基準。そういったものを無視してですね、たくさんの方を呼ぶというような状況にはならないと思いますんで、その辺についてはですね、今後も国・道の動向というものをしっかり見ながらですね、今、議員おっしゃられたような状況ができるような方向で努力というものはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） 協議していくとのことですので、ただ今の答弁の中で、国や道の基準っていうのは確かにあるんですが、ただ実態に応じたその町独自の考え、前もちょっと言いましたけど、卒業式のときの間隔が1メートルが2メートルになったときに、教育

長が頑張っってね、それはおかしいんじゃないかと言って守ってくれたというか、守ろうとしてくれたこともあったんですね。

やっぱりその上に対して、学校現場を守って今あそこまで準備している時にね、そういうこともありましたので、またその力を発揮してっていうかな、そういうこともあるんです。

ただ、教育委員会がリーダーシップとして、今回、黙食のことが11月で許可になったんですけども、今回、校長会ですとか教育委員会で協議をして、黙食についてはしばらくやめましょうと。

そして、黙食を継続していきましょうという経過を聞きましたけども、やはり教育委員会と校長会だとかで協議しながら、そして、子供たちのためにっていうかな。

そういう点での施策としてですね、リーダーシップを発揮していただきたいなというふうに思っております。

続いて、4点目です。

コロナ禍になり、ゲームやインターネットをする時間が増える子供たちがいる一方、「友達と外で体を動かしたい、部活動の種目の練習をやりたい。」、バスケットゴールのある広場、自転車に自由に乗れるアスファルトの地面など、「外で安全に体を動かすことができる場所があればいいのに。」という子供たちの声を耳にします。コロナ禍で部活動が中止になる機会が増えたり、友達と外で体を動したり、部活動の技術を向上したいという願いだと思います。

ふるさと納税が、昨年度大きく伸び、今年度もその額を上回るペースで納税されている様子です。

現在、基金として積みまれているが、ふるさと納税を活用して子供たちが、自由に遊べる運動公園的な施設を造成できないかお聞きします。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 長引くコロナ禍の影響により、部活動やその大会等の開催にも大きな制限がかけられるなど、これまで当たり前に行ってきたことができずに、体力を持て余す、また、競技力の低下を心配するなど、生徒の心と体に及ぼす影響は計り知れないものがあるというふうに考えております。

議員がイメージされる「運動公園的な施設」と、教育委員会が考える「運動公園」では違いがあるのかもしれませんが、御質問にあります「バスケットゴールのある広場」などについては、一例として御承知かと思いますが、中春別ヘルスパークのように既存の公園施設の中に整備をされているものもあります。また、「部活の種目の練習」や「安全に体を動かすこと」というものについては、スポーツセンター施設や憩いの森公園等の既存の施設を利用することで、ある程度のことば可能なのかなというふうにも考えております。

大規模な施設の新設につきましては、建設場所や財源の確保など多くの関連部署や関係団体との協議が必要となります。

また、ふるさと納税を財源とした施設整備は可能と考えますが、その基金については恒久的なものではありません。施設を整備することで維持管理の費用もかかりますので、計画的な整備が必要であるというふうに考えております。

施設の新設や改修等につきましては、第7次別海町総合計画に基づき、限られた財源の中で計画的に改修等を実施しておりますので、地域の実情に応じて、既存の公園等に機能

を追加することなどの検討やスポーツ施設等の有効活用を推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） はい。

今、中春別のバスケットゴールということで、ヘルスパークにあるんですね。

自分も中春にいること多いもんですから、そこで地域の子供たちはバスケットやるんですね。

そういうときに、別海本町から来て練習している子供たちがいるんですね。

どうしたんですかって聞いたら、学校使えないし、体育館の施設なんかもということで、たまたまここにあるからということで、あのときは3人とお母さんだったんですけども、そこで練習しているということで、バスケット部に対することで、ちょっとこれ何人か聞いてみたら、やはり今ある施設ではやっぱり自由にできない、友達とできないって言うんですね、数人で行ってですね。

それで、こういう施設があるといいなど。

今回調べていったら、過去役場前にもゴールがあったとかですね、そういう話は聞きませし、休日にですね、お父さんが自転車に乗る光景を役場の駐車場ですとか、スケートリンクでこうやってるんですね。

道路ではできないから、そういう場所になるかと思うんですけども、そういう点ですね、このようなことを聞いた子供たちの声ということで出したんですね。

たまたま、今、ふるさと納税ということで、第7次計画に基づいていろいろやっていきたいということだったんですけども、その当時はですね、ふるさと納税は1億前後ぐらいで少なかったと思うんですけども、今は、去年20数億、今年もその倍近くですか、それ以上ですか。

確かに恒久的ではないんですが、ふるさと納税を納税する趣旨の中に、去年1番から7番までですか、移住・地方創生ですとか、高齢者・障害者支援ですとか、3番目に子ども子育て支援事業っていう意味で、寄附してくれる方はそういう形で活用してくださいってこう基金を積んでるわけですよ。

その活用でいかがですかと。

ここからは提案なんですけど、昨日指定管理の中でスポーツセンター含め13施設ありましたが、その中で1つはゲートボール場ですね、この数年、ずっとこう使われていなくて、管理費だけこう出ると。

あそこスペースもありますし、あそこをさっきあの、施設維持管理ですか、それにお金ということでありましたけども、パーク場の管理人さんもいますし、ファミリースポーツセンターもありますので。

それではですね、活用することに今どうのこうのはないんですが、やっぱりふるさと納税という一つの形となって、一つものを示す必要があるんじゃないかと思う。

それではですね、そういう場所もありますし、費用的なものも、今回、根室市のふるさと納税の活用方法をちょっと調べてみたんですけども、やっぱり子ども子育て施設でですね、西公園のところに、根室市子ども屋内・・・。

○議長（西原 浩君） 外山議員。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） ちょっと段々、踏み込み過ぎてるっていう形になってきたので。あまり具体的じゃなくて、可能性だったり考え方にとどめてもらえれば。

○5番（外山浩司君） はい。

根室市でもふるさと納税を使ってですね、前年度子供の施設とかつくってるんですね。高齢者の施設とかつくっていますので、本町でもですね、ふるさと納税を生かした施設ということで、造成することができないかなということなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（西原 浩君） 暫時休憩いたします。

時計を止めてください。

午後 2時35分 休憩

午後 2時37分 再開

○議長（西原 浩君） 再開いたします。

外山議員の質問に対しましては、先ほど教育部長の方からですね、ふるさと納税ではなく、第7次総合計画に基づいて、財源の中で計画的に解消するという答弁であります。

ふるさと納税に関する質問ということになりますと、また趣旨が変わってくるので、次の機会ですとか、またの場面で質問してもらえるとより具体的なとか、的確な回答が得られると思うんで、今日のところは今の回答ということで、了解していただければいいかなと思うんですけど、どうですか。

○5番（外山浩司君） はい、わかりました。

続いて、2番の方に移ります。

2点目です。

「部活動指導者の地域移行について」。

来年度から公立中学校の部活動の指導を地域のスポーツクラブや民間事業者に委ねる「地域移行」に本格導入される方針が、スポーツ庁の有識者会議から提言がありました。「社会の情勢が変わり、少子化や教員の働き改革からも改革が必要である。」と説明しています。北海道では、地方都市や中山間地域では、受け皿になる地域団体がなく、担い手の確保が難しい点や学校の部活動よりも会費が高くなり、家計負担が増えることも予想されています。

今後に向けた方針等についてお聞きします。

○教育長（登藤和哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） この質問については、私の方からお答えをさせていただきます。

部活動の地域移行につきましては、令和4年6月と8月にスポーツ庁及び文化庁に設置しました部活動の地域移行に関する検討会議から、各提言がなされたところでございます。

このことから、同庁では、これらを踏まえた学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動への移行に取り組むため、平成30年に策定をいたしましたスポーツ庁及び文化庁のガイドラインを統合し、全面的に改定を行ったところでございます。

このガイドラインは、現時点で考えられる方向性の大枠を示したものでございまして、様々な事情を抱える学校現場や地域において、部活動改革を進めるための選択肢を示したもので、地域の実情に合わせて様々な手法の中から選択をしたり、複数の手法を組み合わせるなどの創意工夫を凝らし、生徒や保護者等の理解を得つつ、段階的な地域移行を進めることとされているところであります。

なお、公立中学校等を対象として、休日の部活動から地域への移行をおおむね達成する目標時期につきましては、令和5年度の移行開始から3年後の令和7年度末を目途として示されたものであります。

また、この3年間で改革集中期間と位置づけており、現在、北海道においても作成中の推進計画等の内容や近隣自治体の状況等も確認の上、休日の学校部活動の段階的な地域移行に向けて検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） はい。

令和7年度に向けて、段階的に地域移行について取り組んでいきたいという答弁でした。

なかなかこう地域性によって都市部と郡部というんですか、別海町においても中央地区においては、剣道少年団ですとか陸上ですとか、そういういろんな学校の先生以外の方がですね、役場の方とか消防の方とかですね、そういう指導していただいていますし、それがですね、郡部に行くと保護者の一部が若干手伝っているっていう程度ですから、この移行等については、いろんな課題があると思います。

当然、大きな町と違ってスポーツクラブがないもんですから、今回調べてみたら、今回提案されました企業版ふるさと納税のあれを使ってですね、沖縄県辺りですとかはスポーツクラブに援助してやっているとこなんかもありますけど、これぜひあの、いろんな使用があると思いますので今教育長から答弁ありましたけれども、段階的に検討していただきたいと思います。

次の質問に入ります。

3点目、「登下校時におけるJアラートへの対応について」。

北朝鮮が今年に入り34回のミサイル発射を繰り返し、短距離弾道ミサイルから大陸間弾道ミサイルの実験を行っています。先日は、発射時刻が子供たちの登校時間と重なり、防災無線（Jアラート）が鳴り、子供たちも戸惑った様子でした。

11月18日には、北海道松前町沖の日本の排他的経済水域内に着弾したニュースに漁業者をはじめ道民にも不安と強い憤りさらにながりました。

登下校における危機管理の1つにJアラートへの対応が必要と考えます。

今後の学校・家庭への対応方針等についてお聞きします。

○教育長（登藤和哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） 私の方から回答させていただきます。

登下校時におけるJアラートへの対応につきましては、平成29年の北朝鮮からの弾道ミサイル発射などに伴うJアラート発令の際に内容を整理しており、登校前は自宅待機、登下校中は建物への避難、スクールバスについては一時停止、登校後は学校待機などを基

本として、その対応について学校、保護者及びスクールバス運行業務管理委託者へ周知しているところでございます。

また、このたび5年ぶりにJアラートが発令されたことから、登下校時の対応について周知・徹底を図るため、本年10月に再度、学校及びスクールバス運行業務管理委託者へ通知を行ったところでございます。

今後とも、児童生徒の学校生活における安全を確保するため、毎年、校長会や教頭会と対応の確認を行うとともに、日頃から学校・家庭と情報共有を行い、迅速な対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） はい。

ちょっと自分の調査不足ですね、平成29年に出されたということで、承知していなかったです。

ただ、今回数校ですけれども校長先生と話してもらったときに、きちんと理解、既にですね理解できてる。

例えば、その校長先生は登校時ですね、だった場合、半分を起点として自宅に戻る、学校に行くと、そういう判断をちゃんと明記していた学校もありましたし、まだ確認不足でしたということもあって。

それで、やっぱり地震とかですね、それに対しては各学校訓練とかしてるんですけども、これについては、今、教育長述べたように、家庭も含めてですね、どういう対応していくかという周知徹底ということですね、よろしくお願ひしたいと思います。

1点ですね、今回たまたま登校時ということで、交通安全指導員の方ですね、俗に言う緑のおばさんなんかはちょっと右往左往っていうかね、そういうことをしたということ、そういう町民からのありました。

そこで、教育委員会とそういうふうに立ってる、子供にとっては一番助けてくれる身近な、そのときですね、そういうおばさんっていう方だったので、そこの交通防災課になるのかな、そこの連携ですとか。

あの、不審者に対しては、お店に駆け込むとか、そういうことで今まで教育委員会対応していたかと思うんですけども、そこのコンビニですとかね、それ辺りの対応なんかについても、もう一度確認する必要があるのではないかと思うんですけども、この点いかがでしょうか。

○教育長（登藤和哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） お答えをいたします。

議員も言ったとおりですね、関係機関が多岐にわたるということもありますので、うちの危機管理部局と連携をしてですね、避難訓練などを実施するなどしてですね、実態に近い形の訓練なんかをしていかなければいけないのかなというふうに思っておりますが、いずれにしろ関係機関と連携をしながらですね、検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） 関係機関と協議するということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わりますが、コロナ禍ということて、このままで行けば学校生活も4年目。我々迎えていくということになってしまふと思ふんですね。

子供たち先ほど不登校は少なかったですけれども、子供たちの心の中にはですね、やはり今までは違ふ学校生活、日常生活を送っていると。

その子供たちが、少しでも楽しいというかな、夢の持てるような施設、それが先ほど田村議員のときに教育長が答弁してまふけれども、ふるさとということてね。

小さい時の体験というのがいかにこう大きくなつてまちづくりにつながっていくだろうという話をしてまふけれども、それをですね、申し述べて、一般質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。

○議長（西原 浩君） 以上で、5番外山浩司議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時49分 休憩

---

午後 2時57分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

1番宮越正人議員、質問者席にお着き願ひます。

○1番（宮越正人君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） それでは、通告に基づいて、御質問をいたします。

「教育施設の再整備について」という質問になります。

本町の教育環境は、町総合計画の基本目標にある「生涯を通じて人と文化を育む学びのまち」を実現するべく、ハード・ソフトの両面において、道内市町村を代表するランクの整備状況であり、パイロットマラソン等のイベントの開催や、本町の小中学生が、恵まれた練習環境の中、全道・全国大会クラスのスポーツ大会で、優勝の栄誉を勝ち取るなど、指導者や父兄、そして地域や町の献身的な支援を受けながらの輝かしい成果は、町民の皆様が知るところであります。

記憶に新しい、昨年の冬季オリンピックのスピードスケート競技においては、一大会に3名の日本代表選手を輩出する快挙をなしとげ、我々町民にとりましても大きな誇りと自信になったところです。

しかし最近、その栄光を支えてきた施設の老朽化は著しく、特に気候変動に左右される屋外スケートリンクの整備等は、地域の子供たちの心身の育成のため、現在も第一線でその整備造成を担っている父兄を中心とする多くの町民有志の皆さんが、温暖化や施設の老朽化と闘いながら、日夜製氷技術の研鑽努力を重ねるだけでは、最適な競技環境を維持できないとの声が多く上がっています。

そもそも、現在の屋内外の教育関係施設は、上杉・佐野両町長時代に、当時の財政難の中でも、広く教育の振興に思いを馳せ、近隣市町では真似のできない整備を行ってきた賜物であり、本町の今日の栄華は、その遺産であると云つても過言ではありません。

時代は、昭和・平成・令和と移り変わり、待ったなしの再整備が必要な施設が多くある中、これを着手実行するのが、曾根町長の責務と考え、特にその整備が必要と思われる町営スケートリンクと町内小中学校の教職員住宅の整備についてお伺いをいたします。

まず1点目です。

東部・西部を含む町営スケートリンクが、本町の子供たちの健全育成や競技力の向上に果たしてきた役割を、どの様に考えているかお聞かせください。

○教育長（登藤和哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） お答えをさせていただきます。

本町のスケートリンクは、中央地区、西部地区、東部地区のほか、学校施設内のスケートリンクも合わせると9カ所あり、冬期間のスポーツ施設として、子供たちに限らず町民健康の維持増進に寄与してきました。

また、特に中央地区と西部地区のスケートリンクでは、幼少期からそこで学び、技術を磨き世界で活躍するオリンピックもいることから、本町にとっては非常に重要な施設であると認識をしており、そのリンクの造成や整備に携わる指導者や保護者等がこれまで果たしてきた役割についても十分に理解をしております。

今後につきましては、子供たちの健全育成や競技力向上のため、指定管理者やスケート協会等と連携し、整備に向けて検討する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○1番（宮越正人君） はい。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） わかりました。

教育長から御答弁いただきましたけれども、私も長く指導者としてスケートに関わってきた1人ですので、もう少しですね、スケートの声を付け加えさせていただきたいんですが。

教育長がおっしゃったとおり、町内には9カ所のスケートリンクがあったと。

それプラスですね、実は本別海ですとか、豊原ですとか沼を利用したようなそのリンクもですね、地域の皆さんがつくってほとんどのですね、学校でですね、スケートに子供たちを親しませるという状況にあったのは間違いません。

当時、私はその仕事で各小学校のですね、スポーツテストのためにぐるぐる回っておいりましたが、この1年目ですね、来て1年目のスポーツテストはどこの学校も3級に届く子供はいなかったんですけども、3年後にはですね、みんな1級のC、B、Aと、そういうところに近づくような子供たちが一気に増えました。

これは、そのスケートの効用がですね、大変大きかったというふうに僕は思っています。

そもそも3歳から12歳まで、こういうバランス競技っていうのは人生の中でですね、その12歳くらいが限度でもう発達するバランス感覚っていうのはそういう感覚なんですけれども、その時期にですね、別海町の子供たちはほとんど漏れなくそのスケートやってきたと。

そのバランス競技をする中で、続けて来た中でですね、バレーも野球もそのほかのスポーツもですね、全ての競技力が上がったというのは、スケートの効用だというふうに、これは教育長も理解していただいでですね、いずれかの機会にまた教育長ですから、何度

もそうスケートの効用ということもあるかもしれませんが、御紹介をいただきたいというふうに思います。

必要であればまだまだありますので、後ほど話します。

それからですね、これはもちろん答弁いりませんけれども、先ほど中央と西は幼少期からという話があったと思ったので、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（西原 浩君） もうちょっと具体的に質問を。

○1番（宮越正人君） 確かですね、教育長は中央地区と西部地区はですか、その幼少期からスケートを育て、オリンピックも生まれているというような話だったんですが、実はですね、東部地区もですね、スケートリンクがその開設以来ですか、野付幼稚園の方でもう事業としてスケートに取り組みましてですね、幼稚園から小学校中学校全員が東部地区のスケート大会に参加するような環境にありますので、それも教育長申しわけないですけども忘れずにですね、いろいろな機会でも東部と西部だけじゃない、いやいや中央と西部だけじゃないよということで、覚えておいていただきたいなというふうに思います。

○議長（西原 浩君） 宮越議員、わかりました。

○1番（宮越正人君） 2番目の質問に移ります。

施設の老朽化は認識されていると思いますが、施設の整備計画ではどのような位置付けとなっているかお知らせください。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） この質問については、私の方からお答えさせていただきます。

今後のスケートリンクの整備計画についてですが、中央地区にある町営スケートリンクにつきましても、建設から40年以上経過しており、平成8年にスケートリンク本体部分を改修しましたが、その改修から既に26年が経過しておりますので、かなり劣化が目立つ状況にあります。

これまででも、地域貢献活動などによりまして、コース部分のクラック等の補修を何度か行ってはきておりましたが、根本的な解決には至っておりません。特に、管理棟につきましても老朽化が激しいことから、付帯施設も含めた施設全体の改修が必要であるというふうに考えておまして、来年度以降、各関係機関と十分に協議を行い、整備する施設の規模や時期を含めて決定し、スケートリンクの改築に向けた調査・検討を進めたいというふうに考えております。

また、東部地区のリンクにつきましても、昨年度にリンクハウスの補修等を行っておりますが、今のところリンク本体の大規模な改修等については計画はありません。

なお、西部地区はのリンクにつきましても、まだ整備して間もないことから、今のところ大きな改修等の計画は持っておりません。

以上です。

○1番（宮越正人君） はい。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） ただいま部長からの御答弁でしたけれども、改修は必要だと考えているけれども、来年度以降、調査検討という答弁でしたけれども、そのよい施設にするにはその関係者の意見もですね、もちろん聞かなければなりませんし、調査をするとなればですか、時間もかかるのは、時間をかければですか、みなくるみたいな立派な施設もで

きますし、かける必要は十分あると思うんですけれども、来年度以降って言うんですね、来年からは入りますよ。以降ですから。

ですけれども、その明確に来年からって言うその答えは出していただけないでしょうか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） ただいまより具体的な答弁ということですので、教育委員会としましては、令和6年度に町営スケートリンクのですね、調査設計、そして令和7年度に建設工事というようなことで進めたいなということで、このことは第7次別海町総合計画のほうに載せております。

これあくまでも計画でございますので、現状において、各関係団体や関連部署等と建設の場所、それから規模、このことは先ほどもお答えしましたけれども、具体的にですね、その辺詰めているわけではおきませんので、そんなこと含めてですね、今後具体的な検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○1番（宮越正人君） はい。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） 計画もその拝見しました。

令和6年度にですね、調査計画ということになってましたけども、それまでの間にですね、町民の意見やら要望やらを聞く時間はたっぷりあるなど。

それに少し時間をかけていただきたい。

来年度から、それを実施していただければなというふうな思いをお願いをいたしました。

町民の皆さんにはですね、昨年度の北京オリンピックの記憶が新しいうちにですね、いつまでに整備するという答えも、今なら理解を得られやすいんじゃないかなというふうな思いもありますし、政治判断が必要であれば、町長にお答えをいただくんですけれども、私もですね、先ほどのその思いは理解していただいたと思うので、町長の答弁は要りません。

それからですね、もう一つ部長の答弁の中に東のリンクの改修計画ないという、ないというふうなお話でしたけども、その計画ありませんでしたかね。7次の計画の中には。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 今の御質問ですけど、先ほどお答えしたとおりですね。

それこそリンクハウス、あの東部のスケートリンクのリンクハウスについては、小さな修繕等は行っておりますが、リンク本体に関しての整備等の計画のところはちょっと残念ながら今のところ持っておりません。

以上です。

○1番（宮越正人君） はい。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） 計画にはないということで、7次の計画の中には老朽化の施設の計画を立てるというふうになってたもんですから、その辺はどうなのかなということで地

元も期待をしておりました。

ただですね、地元も無理な改修をやってくれという話ではないんですよ。私のところに相談を受けてるのはですね。

実はどのリンクもですか、その早く滑走できるように、教育委員会がそのペンキを用意して、それを管理してる皆さんに塗っていただいて、使用しているという実績があると思うんですけども。

東の方ではですね、大規模な改修は無理だろうと。

それで、普通の水性のペンキを買っていただくのではなくて、少し高いんですけどもその船の塗装に使うようなのですか、少し高価なんですけれども、塗った後には複数年対応できるというようなものをですね、教育委員会にお願いできないだろうかという意見もあるんです。

そういう意見もあるんですが、そういうのを取り上げていただければなど。

実際、維持管理をしている皆さんに聞き取りといいますか、東部だけではないんですが、いろんなこう皆さんに聞き取りをして、できることはないか・・・。

○議長（西原 浩君） 宮越議員、だんだんちょっと外れてくるんで。

今、整備の位置づけという当初の質問ですんで、ペンキの用途ですとか種類まで踏み込むと、そのなかなか今答弁はできないと思うんですね。

ですので、また別な機会に、質問をしていただければと思うんですけど、どうですか。

○1番（宮越正人君） わかりました。

僕が言いたかったのはですね、利用者の皆さんに寄り添って、意見も聞いてほしいという事です。

何を買ってほしいとかかにかを買ってほしいという話ではないので、そういうことで採用していただきたいというふうに思います。

続きまして、3番目の質問に入ります。

老朽化施設の整備または新設に関しては、関係者のほか広く町民の皆さんに意見や聞き取り調査を行うべきだと考えますが、どの様な見解かお知らせください。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 先ほどちょっと一部答えちゃったりといいますか、再質問の中で触れたりしてるものですから、重複するところがあっても勘弁してください。

施設の整備や新設につきましては、第7次別海町総合計画に基づきまして、順次状況に応じて改修及び修繕を行っていくこととしております。

また、新しい施設等を新設する場合や大規模に改修等を行う場合についても、関係団体等から要請を受ける場合もありますし、これまでも地元や関係団体等と事前に協議を行い、町民の皆様が利用しやすい施設になるよう意見を聞きながら進めております。

利用者目線で施設を整備するということは、とても大切だというふうに考えておりますので、この姿勢といいますか対応については、今後もきちっと継続して、そういった考え方で進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○1番（宮越正人君） はい。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） 部長の答弁も重複するんですけど、僕の答えもまた質問も重複す

るかもしれませんが、先ほどお願いしましたように利用者目線ですか、施設を整備することはとても大事なことだというふうに御理解をいただいているので、町とですね、関係者の双方で納得のいくまでですか、そのいろいろと協議をしてほしいなというふうなこよでお願いをしたいというふうに思います。

続いて、4番目の質問に移りたいと思います。

町内各地区の小中学校教職員住宅は、その外観を含め4・50年を経過したものが現在でも多く点在しておりますが、整備の実態はどの程度かお知らせください。

また、改築等の際には、教員等の要望や意見が反映されているのかお聞きします。

○教育部次長（宮本栄一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（宮本栄一君） はい、お答えいたします。

現在、教育委員会では、小学校教員住宅を60戸、中学校教員住宅を60戸、小学校公務補住宅を4戸、中学校公務補住宅を4戸、幼稚園職員住宅を8戸の計136戸の教職員住宅を保有しており、そのうち39戸の住宅について外壁改修、屋根の葺き替えなどの改修を行っております。

近年、教員住宅の改修等を行っていませんが、毎年度の入居時には、入居者から要望等を聞き取り、予算の範囲内で修繕等を実施しています。

今後も学校や入居者から意見や要望を聞き取りしながら、計画に反映していきたいと考えております。

以上です。

○1番（宮越正人君） はい。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） 次長の方から御答弁をいただきました。

教職員住宅数もですね、かなり少なくなったなという印象なんですが、各市街地ですか、廃屋化したといいますか、かなり傷んできている住宅もあるんですけども、そういう点でのいわゆるその補助期間だとか過ぎたものはですね、これからどうしていくのか教えたいと思います。

それからまた、予算の範囲内で毎年修繕をしているということなんですが、修繕は1戸当たりどの程度の修繕費になっているか教えていただきたいと思います。

○教育部次長（宮本栄一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（宮本栄一君） はい。お答えいたします。

空き住宅につきましては、現在36戸ありまして、そのうち使用可能となるのが5～6戸程度ということで、今年度調査しております。

その分につきましては、今後、財産処分等を検討していきたいなというふうに考えております。

それと予算なんですけれども、小学校、中学校80万ずつで合計160万円程度ですね、改修をしていってるような状況になっております。

以上です。

○1番（宮越正人君） はい。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） 次の質問に移らせていただきます。

私の方ですね、寄せられた意見の中には、教員住宅の環境が著しく悪いと。

やむを得ず中標津町などの民間住宅からですか、通っている教員も多いというふうに聞いてはいます。

事例として、町外からの通勤者は何名ぐらいになるのかちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

○教育部次長（宮本栄一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（宮本栄一君） お答えいたします。

町外からの通勤者の把握につきましては、毎年度4月1日に実施しており、令和4年度の調査においては、町外から町内の小中学校へ通っている教職員の数は計101名となっています。

内訳につきましては、持ち家である自宅からの通勤は58名、賃貸のアパートなどからの通勤は43名となっています。

別海町立学校職員服務規程におきましては、教職員は必ずしも勤務地に居住しなければならないという規定はありません。このことから、教職員自らの住宅所有の有無に関わらず、持ち家・アパート・教職員住宅など、個人が選択して住んでいる状況にあります。

特に若い先生たちは、職員住宅の空き住宅があっても、生活環境や利便性を重視して近隣市町のアパートを賃貸しているケースも少なくありません。

本町の教員住宅事情につきまして、校長・教頭からの聞き取りによりますと、他市町と比較しても教職員住宅の環境が著しく悪いという意見はありませんでした。

以上です。

○1番（宮越正人君） はい。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） 101名が町外から通ってきていると。そのうちの40数名がですか、賃貸の住宅から来ていると。

持ち家の方も50何名いらっしゃるという御説明を聞いたんですけれども、町の方ではですね、人口減対策のために移住促進だとかということで、総合政策課を中心にですか、テゴネシショウとよしPでしたかね。動画配信を頑張っているような状況なんですけれども、先生方、40数名の先生方でもいいんですけども、そのうちの5名でも10名でもいいんですけども、住宅を整備したら別海町からってというような考えになっていただくような、そういう印象はございませんか。どうでしょうか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） ただいまの御質問ですけれども、宮越議員がおっしゃりたいその1人でも多く町に住んでもらう、その気持ちはすごくわかりますし、私たちも少なくとも同じ気持ちであります。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、それぞれの勤務地の自治体に住まなければならないという規定がですね、ないということのうち町だけにかかわらず、これよその町であっても同じようなことが言えるわけであって、例えば近隣の市町においては、同じように、別海町から通っている先生もいるという状況であります。

そういうこともありますんで、先生方は広域に移動されるというようなこともあります。

そういった中ではなかなか、それを押しつけると規定もない以上はですね、それを押しつけるとすることは難しいと。

それと加えてですね、先ほど次長が答弁したとおり、やはり特に若い先生方、職員においてはですね、住宅がきれいな住宅があるにかかわらず、やはり生活環境の利便性、そういったものを求めるというようなケースがやはり往々にしてあるというような実態もありますので、その辺についてはどうか、御理解のほうをいただきたいというふうに思います。

以上です。

○1番（宮越正人君） はい。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） 部長からの説明もですね、無理のないお答えだと思うんですけども、僕自身はですね、その都会からの移住者5名確保するよりも、本町で勤務する教員の先生方ですか、住宅いいの造るからうちの町に住んでっていう方が、具体的な現実的な人口増の対策につながると思うんですけども、いろんなあの強制はできないよ今の時代ですから、それは納得をいたしました。

ただ、町民として住んでいただければ、よしあしですけども税金も落としていただけますし、ほかの町の例ではですね、教職員住宅を建てて、いわゆる建てるのは地元の業者が建てるわけですから、大規模な大企業の業者ではなくて、その経済効果もあって、そして人口も増えて、職業への振興もできるということで、実は取り組んでいる地域もあるんです。

北海道以外でもですね、そういうこともこれからは考えていかないけないのかなというように思っております。

人口増の対策としてですか、例えば町長がですね、退職者の自衛隊退職者の皆さんを雇用したりとかっていうような。

またずれましたか。

○議長（西原 浩君） また大分ずれてきてる。

当初の質問は通勤状態、居住状態なので、人口減対策はまた別の機会に、移住定住促進も含めて。宮越議員の熱い思いは伝わりましたので、別の機会に移っていただいて、6番の方に。

○1番（宮越正人君） わかりました。

熱い思いをわかっていただければ、別の機会にしたいと思います。

では、最後の質問ですけども、教育委員会が計画する、教職員住宅、また教職員住宅になっちゃうんですけども、整備方針を聞かせていただきたいというふうに思います。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

本町の教職員住宅につきましては、学校運営上等の理由によりまして、これまで同様一定程度は整備する必要があることから、整備後30年を経過した住宅を対象として、計画的に外壁改修、また屋根の葺き替えなどの改修工事を進めております。

しかしながら、ここ数年は財政面などから、改修については計画を先送りしているという状況もありまして、不具合箇所については、その都度修繕を行って対応しているところでもあります。

今後においても、第7次総合計画に基づく計画的な住宅改修を進めるとともに、長期間入居者がいない空き住宅については、かなり痛みが激しい住宅が多いので、そのような住宅につきましては、財産処分を行うなど、適切に管理を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（宮越正人君） はい。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） 計画にはって計画どおりということで、これからもですね、推進をしていくということでお答えをいただきました。

前段で申し上げましたとおりですね、上杉・佐野町長時代にですか、教員住宅も含む学校施設や生涯学習のもとに社会教育施設の大半をですね、整備をされてきました。

我々も含めてですね、少しそれで安心して再整備やらないやるっていうのをちょっとおろそかにしてきた部分があるのかなというふうに今自分自身は感じています。

気がついたときですけれども、早い機会にですか、その次の30年後50年後のですね、町の子供たちの栄華といいますか、町のスポーツ振興、教育振興のために、その行政が、もちろん町長に頑張っていたきたいんですけども、先送りしないまちづくりをですね、念頭にですね、お願いして僕の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（西原 浩君） 以上で、1番宮越正人議員の一般質問を終わります。

---

#### ◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は、全て終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、明日も午前10時から一般質問を行いますので、御参集願います。

皆さん、大変御苦勞さまでした。

散会 午後 3時36分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員